

子どもオンブズ・レポート2006

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例の2006年次運営に関する報告

2007(平成19)年3月

川西市子どもの人権オンブズパーソン

子どもは、みんな人間として大切にされなければなりません。
子どもを大切にする社会は、みんなが幸せになれる社会です。
一人ひとりの子どもが人間として大切にされる社会をつくることは、
おとなの責任です。
だから、川西市は子どもの権利条約を大切に実行していきます。
そのために「子どもの人権オンブズパーソン」をつくります。
そして、一人ひとりの子どもの人権を大切にして、
たとえば、いじめ、体罰、暴力、虐待などで、
子どもが苦しむことのないようにします。
そして、一人ひとりの子どもの人権が大切にされるまちを
みんなで作っていきます。

(川西市子どもの人権オンブズパーソン条例第1条の子ども訳から)

●子どもオンブズ電話●

こまったとき…
なやんだとき…

0120-197-505

(携帯からは) **072-740-1234**

☆ **10時～18時(月～金曜日)**

☆ **そのほかの時間は留守番電話**

☆ **おとなの人にも相談できます**

はじめに

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例（以下、「条例」とします）第 20 条により、2006 年次における条例の運営状況等について、本報告書をもって市長に報告するとともに、これを公表します。

本年次は、新しい一人のオンブズパーソンと、一人の相談員を迎え、新たな体制になりました。また、オンブズの外の状況が激しく動いた年でもありました。たとえば、いくつかの自治体による子どもの権利に関する条例整備や救済システム設置に向けた動きが見られました。その一方で、全国各地で、悲痛にも子どもがいじめを苦にして自殺するという出来事が起きました。こうした状況を反映して、子どもの救済制度としての「川西市子どもの人権オンブズパーソン」に焦点が当たって、マスコミの取材が集中した時期もありました。さらに、多くの自治体等から、問い合わせや視察を受けました。

こうしたことを通して、われわれも自らのあり方を問われている気がします。それは 8 年間の道のりを総括し、検証することを意味しています。

本年次は、延べ 603 件の相談が寄せられました。そのうち子どもからの相談は、全体の 4 割を越え、過去最高となりました。

これは、子どもにかかわることについては、当事者である子ども自身の気持ちや意見を尊重するという「子どものエンパワメント」を基軸とするオンブズパーソン活動の積み重ねによる結果であると感じています。本年次も、いじめ、家庭内虐待、不登校、引きこもり等、さまざまに困難な状況で悩み苦しむ子どもたちと出会ってきました。子どもたちが自ら問題の打開や解決に参加し、子ども自身が乗り越えていけるよう、子どもの気持ちを受けとめながら対話を重ね、信頼関係を築き、支援を行ってきました。

そうした中で多くの子どもたちが、もう一度自分やまわりに対する信頼を取り戻し、元気を回復していきました。子どもたちは、たとえ深刻な状況に置かれていても、日々懸命に生きようとし、そして希望を忘れてはいませんでした。子どもたちは「おとなが真剣に話を聴いてくれるだけで安心する」と言います。子どもにとって必要なときに適切な支援があれば、子どもは自ら解決に向けて動き出す力を持っているのです。こうした姿に私たちは、大いに勇気づけられ、励まされました。そして、本年次も保護者、教職員、行政職員のみなさまから、温かいご支援ご協力をいただきました。深く感謝を申しあげる次第です。

これまでの活動の中で確かに見えてきたことは、具体的な「子どもの救済」のためには、「子どもの意見表明・参加」の権利を尊重するというおとな側の取り組みがとても大切だということです。そして、まわりのおとなが子どもの気持ちや意見を受けとめていけるように、おとなを支援することも大切だということです。オンブズパーソンは、必要があれば、子どもに関係するおとなに子どもの声を代弁し、ともに子どもを支えていけるように、理解を求めていきました。これは子どもを代弁し、擁護する第三者であるからこそ、その役割を果たせるものであると感じています。

今後もこれまでの経験を活かしながら、常に「子どもの最善の利益」とは何かを追究しつつ、制度運営を行っていきたいと思います。そして、市の関係機関と連携・協力しながら、オンブズパーソンとしても、川西市で子どもたちが安心して生き生きと育つことができるよう、一層努力していきたいと思います。

2007(平成 19)年 3 月 1 日

川西市子どもの人権オンブズパーソン

代表オンブズパーソン 羽下 大信

代表代行オンブズパーソン 池谷 博行

オンブズパーソン 桜井 智恵子

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例〔平成 10(1998)年 12 月 22 日 川西市条例第 24 号〕

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての子どもが人間として尊ばれる社会を実現することが子どもに対するおとなの責務であるとの自覚にたち、かつ、次代を担う子どもの人権の尊重は社会の発展に不可欠な要件であることを深く認識し、本市における児童の権利に関する条約(以下「子どもの権利条約」という。)の積極的な普及に努めるとともに、川西市子どもの人権オンブズパーソン(以下「オンブズパーソン」という。)を設置し、もって一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的とする。

(子どもの人権の尊重)

第 2 条 すべての子どもは、権利行使の主体者として尊重され、いかなる差別もなく子どもの権利条約に基づく権利及び自由を保障される。

2 本市及び市民は、子どもの権利条約に基づき、子どもに係るすべての活動において子どもの最善の利益を主として考慮し、子どもの人権が正当に擁護されるよう不断に努めなければならない。

3 本市は、子どもの権利条約に基づき、子どもの教育についての権利及び教育の目的を深く認識し、すべての人の基本的人権と自由を尊重して自己の権利を正当に行使することができる子どもの育成を促進するとともに、子どもの人権の侵害に対しては、適切かつ具体的な救済に努めるものとする。

も く じ

はじめに

I	川西市子どもの人権オンブズパーソン制度の概要	2
II	オンブズパーソンの相談活動	5
	2006年次の相談状況(179案件、延べ603件)	6
	相談内容	10
	各学齢の子どもの相談の特徴	12
	相談をとおしての調整活動	14
	コラムー子どものエンパワメントとオンブズ活動ー	16
III	オンブズパーソンの調査活動	22
	2006年次の調査状況(2案件、延べ15回の調査を実施)	23
	2006年次に扱った調査案件のあらまし	24
IV	オンブズパーソンの広報・啓発活動	30
	子どもたちへの広報・啓発	31
	おとなたちへの広報・啓発	33
	オンブズパーソン制度・活動に関する問い合わせ・視察	36
	子どもオンブズニュース	38
V	オンブズパーソンの会議等と情報公開	40
	オンブズパーソン会議の開催状況	41
	個々の事例に関する研究協議	42
	情報公開の対応	43
VI	活動をふりかえって	47
	対人援助のなかのリスニング／ヒアリング／カウンセリング	48
	代表オンブズパーソン 羽下 大信	
	第三者機関における「調整機能」という価値	53
	オンブズパーソン 桜井 智恵子	
	オンブズパーソンを退任するにあたって	58
	代表代行オンブズパーソン 池谷 博行	

(参 考)

2006年次・川西市子どもの人権オンブズパーソン等名簿

I

川西市子どもの人権 オンブズパーソン制度の概要

制度の趣旨・目的

運営体制

主な活動

活動場所

I 川西市子どもの人権オンブズパーソン制度の概要

制度の趣旨・目的

川西市子どもの人権オンブズパーソンは、1999 年 4 月、全国で初めて条例により設置されました。これは、一人一人の子どもの SOS を受けとめ、「いじめ」「体罰」「虐待」などの人権侵害から子どもを救済するための公的第三者機関です。オンブズパーソンは、個別具体的に子どもの救済を図り、子どもの救済からみえてきた課題に対しては、子どもの最善の利益の観点から市の機関などに対して是正や改善を求めて、勧告や意見表明などの提言を行います。

こうしたオンブズパーソンの活動は、条例第 1 条にある「一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保する」という目的に向けた取り組みです。川西市において「子どもの人権が大切にされるまちづくり」を推進していくために、オンブズパーソンは条例に基づき、市の関係機関と相互に連携しながら、子どもと子どもにかかわるおとなを支援します。

運営体制

根拠

「川西市子どもの人権オンブズパーソン条例」（平成 10 年 12 月 22 日制定）、「川西市子どもの人権オンブズパーソン条例施行規則」（平成 11 年 3 月 23 日制定）に基づき活動を行っています。

組織（地方自治法上の市長の付属機関）

オンブズパーソン：3人

法曹界、医師、学識経験者、子どもの人権関係の NPO 等から、市長が委嘱します。

相談員：4人

オンブズパーソンのアシスタントで、週 4 日勤務し、相談や申立ての受付業務を日常的に行う。うち一人がチーフ相談員となり、市の機関との連絡調整役を担当。

専門員：6人

オンブズパーソン経験者等から選任され、オンブズパーソンや相談員を助ける専門家（法律、医療、学校教育、福祉等）。オンブズパーソンから必要な専門的知見や情報提供を求められたときに活動します。

事務局（行政職員）：1人

オンブズパーソンの事務を担当。相談や調査は担当しません。

主な活動 (※4頁「オンブズパーソン制度のしくみ」参照)

相談活動

市内の18歳未満の子ども（在住・在学・在勤）のことであれば、誰でも相談できます。
受付時間は、平日の月曜日から金曜日の10時～18時。

相談方法は、電話、面談、FAX、手紙。場合によっては、家庭訪問や地域訪問を行っています。面談は原則予約制です。

初回の相談者が親などのおとなである場合でも、できるだけ、子どもに出会い、直接話を聴いて、子どもとともに問題解決を考えています。

相談の延長として、子どもの代弁や当事者間の相互理解を支援する必要がある場合は、関係調整（コーディネート）を行うことになります（これを「調整活動」と呼んでいます）。

調査活動

子どもの擁護・救済の申立てを受けて実施する調査と、独自入手情報から自己発意により実施する調査とがあります。

調査の結果、4頁にある①～⑥の中から必要適切な対応を行います。

広報・啓発活動

子どもや市民に、オンブズパーソン制度を広く知ってもらい、必要がある場合は活用してもらえるように、市の機関と連携して行っています。

また、国連の「子どもの権利条約」の積極的な普及と、子どもの人権の擁護及び人権侵害を未然に防止する観点からも広報・啓発活動に取り組んでいます。

活動場所

オンブズパーソン事務局

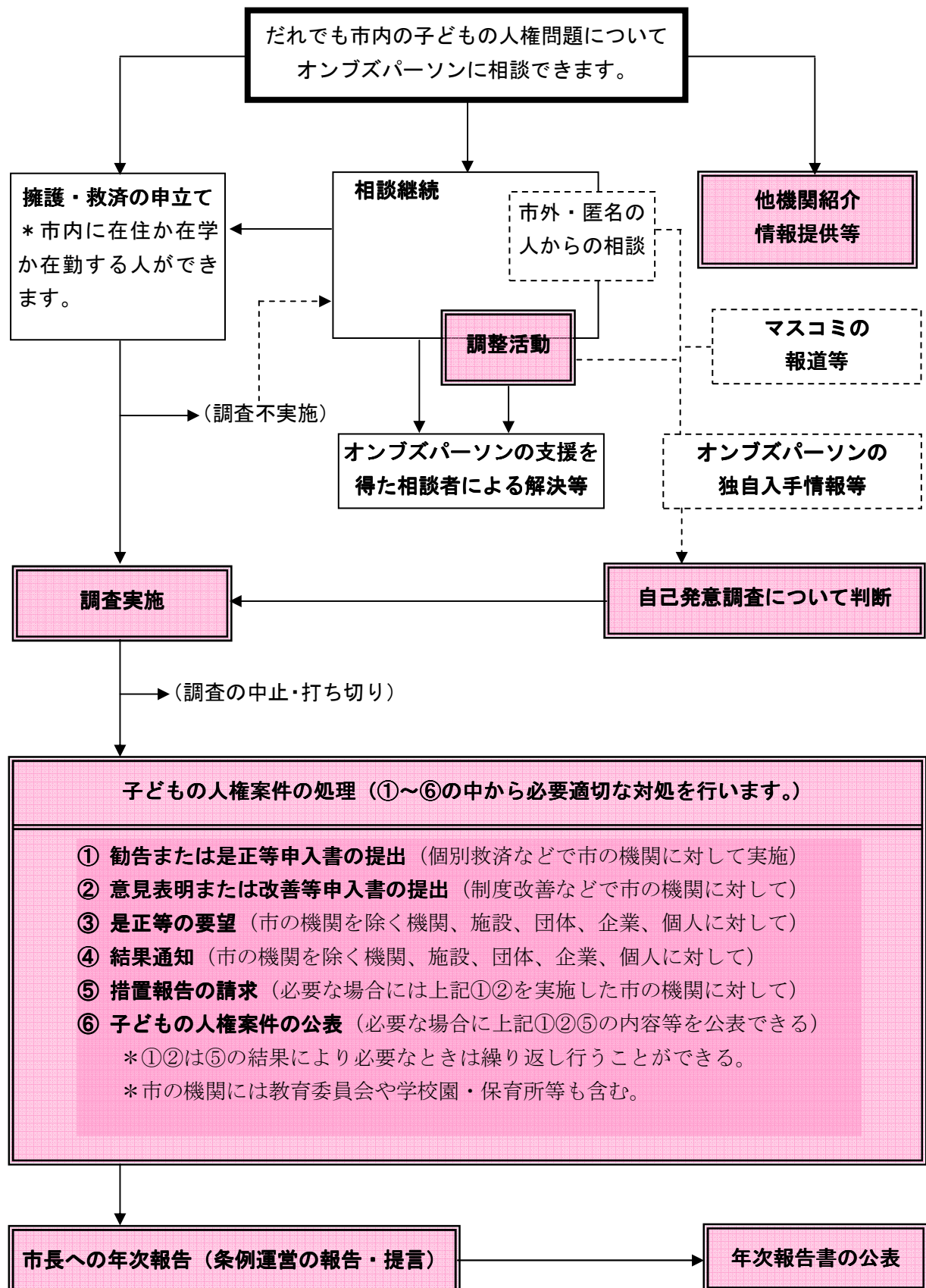
市役所の3階にあります。相談員と事務局職員が常駐し、電話相談等の日常業務を行っています。

子どもオンブズくらぶ（相談室）

川西能勢口駅前のパルティ川西4階にあります。カーペット敷きで、おもちゃやゲーム、パソコン、本やマンガ、絵本もあり、子どもが安心して、相談員と一緒に遊んだり、コミュニケーションをしたりするのに使います。

相談が入っているときに使用するので、常駐はしていません。面談の際は、事前に予約してください。相談等に支障のない範囲で、市民に開放しています（使用の際は、登録グループとなる必要があります）。

川西市子どもの人権オンブズパーソン制度のしくみ



* 図中の二重線枠内は、オンブズパーソンによる対応等を示す。

Ⅱ

オンブズパーソンの相談活動

2006年次の相談状況(179案件、延べ603件)

相談内容

各学齢の子どもの相談の特徴

相談をとおしての調整活動

コラムー子どものエンパワメントとオンブズ活動ー

Ⅱ オンブズパーソンの相談活動

2006年次の相談状況(179案件、延べ603件)

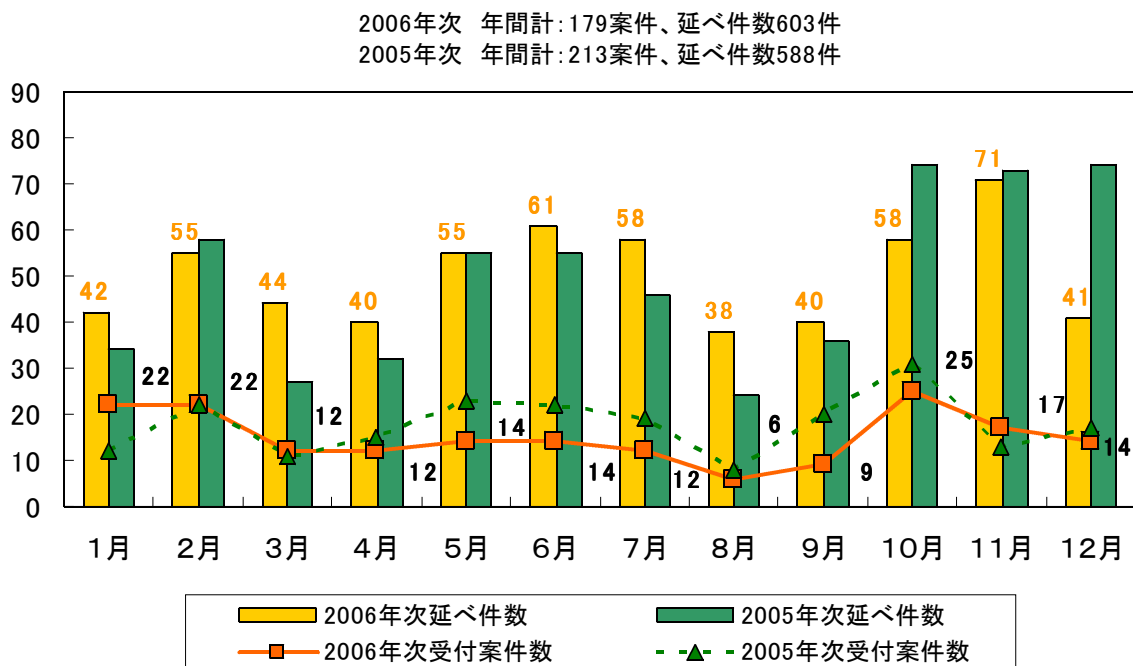
2006 年次に受け付けた案件*1 の数は、179 案件(前年比 16 %減)となっており、延べ件数*2 は 603 件(前年比 2.6 %増)となっています。なお、この件数の中には、相談者に他機関等を紹介、あるいは必要な情報を提供して終了した案件、また相談者の意向を踏まえて、学校・教育委員会、保育所・福祉事務所等、関係する機関に働きかけて調整活動を実施した案件も含まれています。

月別の相談件数

本年次は、毎月の延べ件数が約 40 件を超える相談が寄せられました(図Ⅱ-1)。本年次の特徴としては、新規受付の案件数に比べ、延べ相談件数が多いことが挙げられます。このことは、一つの案件につき、数回の相談を重ねていることを意味しています。

例年と同様に、リーフレットを配布した直後の 10 月は新規の案件が増え、それに伴い延べ件数も増加する傾向が見られます。また、夏休みの 8 月は相談案件、延べ件数ともに少なくなります。この時期の相談は、家族に関する内容が多いように思われます。

図Ⅱ-1 月別相談受付件数(2006年次と2005年次)



*1 1人の子どもについての初回から終結までの相談を1案件とする。

*2 たとえば一つの案件で3回の相談を受けた場合は延べ3件と数える。

相談者の内訳

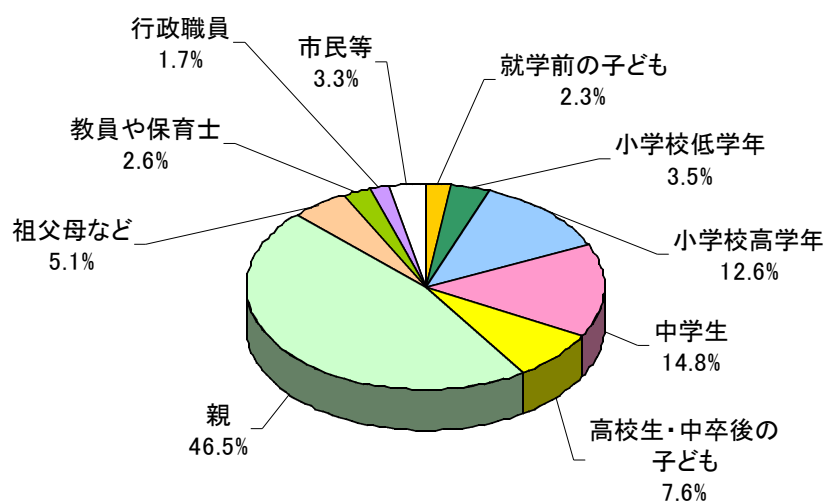
本年次の延べ 603 件の相談の内訳は、子どもが 246 件(40.8 %)、親や祖父母など保護者が 311 件(51.6 %)、教職員などその他のおとなが 46 件(7.6 %)でした(表Ⅱ-1)*3。年々、子どもからの相談の割合が増え、本年次は 4 割を超えました。

子どもの相談件数は、中学生(14.8 %)、小学生高学年(12.6 %)、高校生・中卒後の子ども(7.6%)という順になっています(図Ⅱ-2)。

表Ⅱ-1 各年次の相談件数とその内訳(件)

年次	子ども		保護者		教員など		計
2001	134	20.6%	382	58.8%	134	20.6%	650
2002	180	27.6%	369	56.5%	104	15.9%	653
2003	135	25.7%	311	59.2%	79	15.0%	525
2004	173	34.3%	263	52.2%	68	13.5%	504
2005	225	38.3%	289	49.1%	74	12.6%	588
2006	246	40.8%	311	51.6%	46	7.6%	603

図Ⅱ-2 相談者の内訳



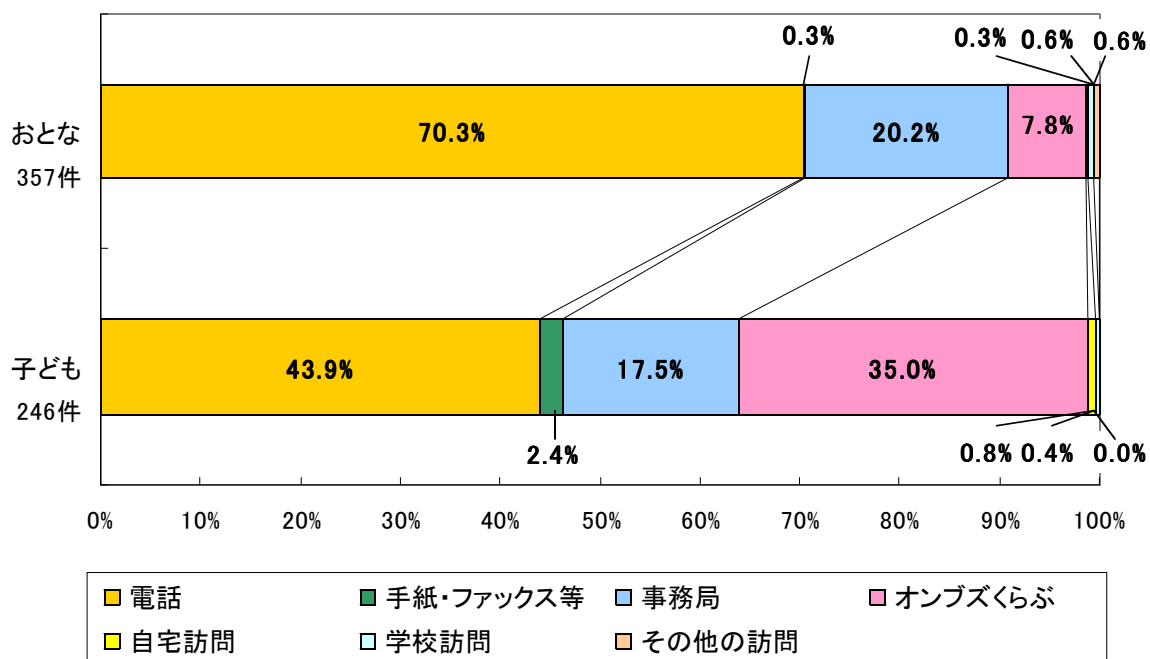
*3 図や表の数字は小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100%とならない場合がある。

相談受付の方法と場所

初めての相談は、電話で受け付けることが多く、その後は相談者の希望により、継続して電話で相談を受ける場合と、直接出会って面談する場合とがあります。オンブズパーソン事務局や「子どもオンブズくらぶ」（パルティ川西 4 階・川西能勢口駅前）で面談することもあるれば、オンブズパーソンが出張（家庭訪問や学校その他の公共施設などへ）することもあります(図Ⅱ-3)。

子どもとの相談では、面談という方法が多く（53.7%）、その面談場所には、「子どもオンブズくらぶ」が多く利用されています。

図Ⅱ-3 相談受付の方法と場所

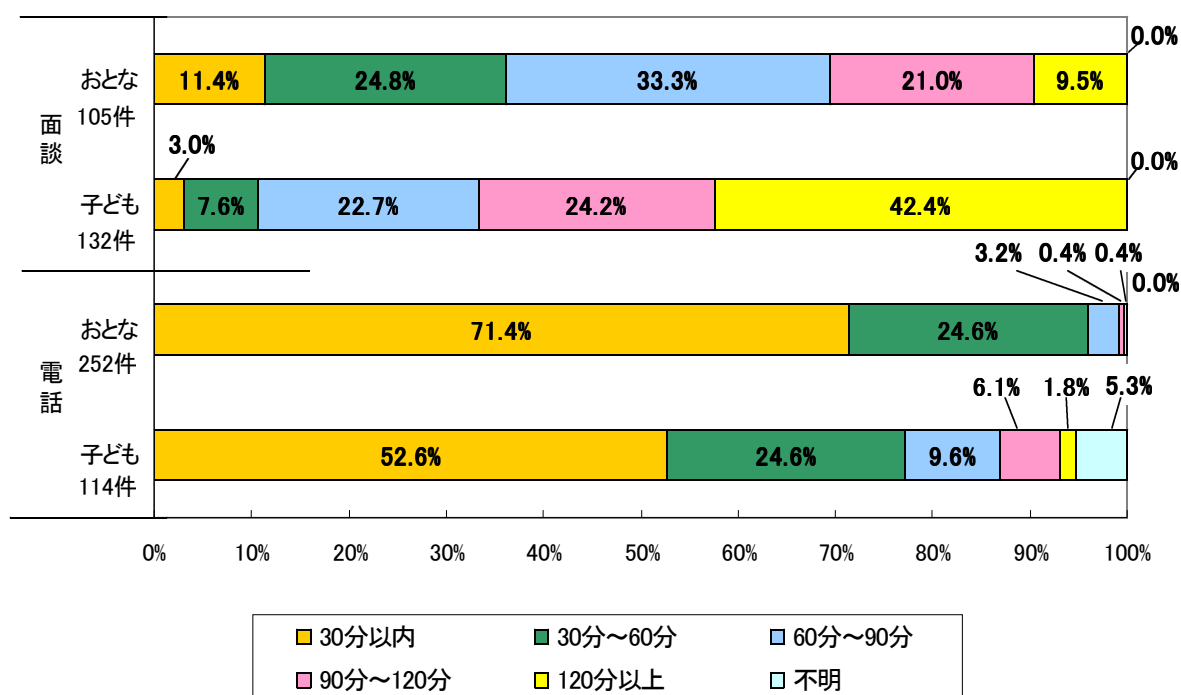


相談の所要時間

子どもとの面談の約9割は1時間を超えて行われており、電話相談の時間についても、おとなより長く行われています(図Ⅱ-4)。これは、問題となっている事柄をオンブズパーソンと一緒に整理し、打開・解決に向けた選択肢を考えるなどして丁寧に話を聴いているためです。

また、子どもとの面談では、遊びをとおしてコミュニケーションをはかることもあります。そのため、2時間を超える相談が4割を超えています。「オンブズくらぶ」や事務局を「安心できる場所」「ほっとできる場所」と感じて来てくれる子どもたちが多かったことがうかがえます。しかし、オンブズパーソンがそういった子どもの日常的な居場所としての役割を果たすことには限界があります。居場所機能を持った他機関との連携が今後の課題といえます。

図Ⅱ-4 相談の所要時間(相談者・方法別)



相談内容

相談内容は、22 項目*4 に分類しています。初回の相談で相談者が主として訴えている内容はどのようなものが多いのかについてまとめました(表Ⅱ-2)。相談の内容は複合的であり、また、一つの案件で複数の相談者がいる場合は、相談者によって訴える内容が異なることもあります(図Ⅱ-5)。

子どもからの相談

案件数の多い順から、①「交友関係の悩み」(31.3%)、②「いじめ」(14.6%)、③「家族関係の悩み」(12.5%)、④「心身の悩み」(8.3%)、⑤「不登校」(6.3%)でした。

例年と同様、「交友関係の悩み」「いじめ」「不登校」など、学校と関係した相談が多くあります。「交友関係」と「いじめ」の違いが何であるのかは、相談者それぞれの主観によりますが、子ども本人としては「いじめ」と「交友関係の悩み」とを言い分けています。オンブズとしては、相談者が「いじめ」と訴えるなら「いじめ」とし、「交友関係の悩み」と訴えるなら、「交友関係の悩み」として、相談者の意見を尊重して話を聴いてきました。

(なお、統計上の分類も同様に、相談者の意見通りとした。)
「交友関係の悩み」や「いじめ」で訴えられる人間関係の不安定さが「不登校」につながるケースもあります。

本年次は「先生(教職員・保育士等)の暴力」や「先生(教職員・保育士等)の暴言・威嚇」など先生との関係における相談が減り、「家族関係の悩み」が増えているのが特徴です。

「家族関係の悩み」では、長年の親子関係の中で子ども自身の気持ちが尊重されず、ためこんだ気持ちが家庭内暴力やリストカット、家出などの行動に現れるケースもありました。

おとなからの相談

案件数の多い順から、①「子育ての悩み」(18.3%)、②「交友関係の悩み」(14.5%)、③「不登校」(7.6%)、④「いじめ」「その他先生(教職員・保育士等)の指導上の問題」「家族関係の悩み」「家庭内虐待」(6.9%)でした。

前年次と同様に「子育ての悩み」「いじめ」「不登校」「家族関係の悩み」が多くあります。また、本年次は「交友関係の悩み」が大きく増加しており、この状態が続けば「いじめ」に発展するのではないかという不安を訴える親からの相談が目立ちました。

「子育ての悩み」では、特に就学前の子どもを持つ親からの相談が多いものの、子どもの学齢にかかわらずどの親からも相談がありました。その中には、「身近に相談できる人がいない」「どこに相談していいか分からない」という人もいました。

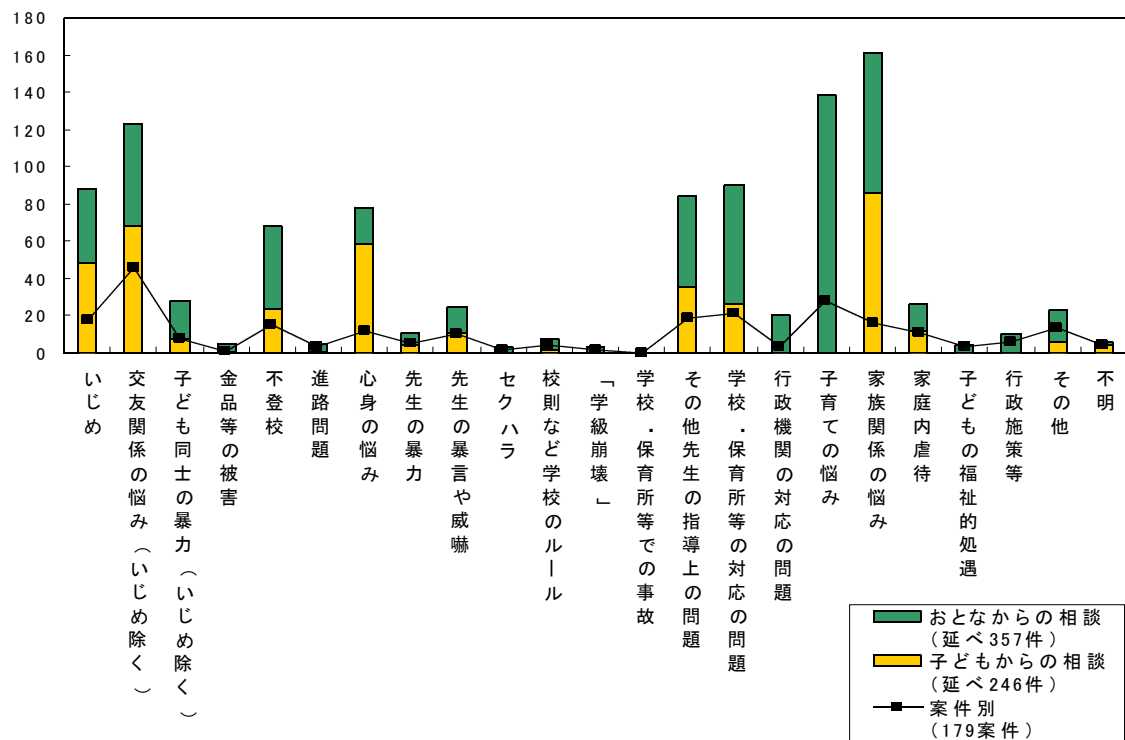
*4 主訴となった事項を変更している。「異性問題」「その他民間施設の対応の問題」の項目を削除し、新たに「進路問題」を追加した。

表Ⅱ-2 相談案件における主訴の比率(2006年次と2005年次)

主訴となった事項	子ども		おとな	
	2006年次	2005年次	2006年次	2005年次
いじめ	14.6% ②	6.0% ⑤	6.9% ④	9.8% ②
交友関係の悩み(いじめ除く)	31.3% ①	28.0% ①	14.5% ②	6.1%
子ども同士の暴力(いじめ除く)	2.1%	2.0%	3.1%	4.9%
金品等の被害	0.0%	0.0%	0.8%	1.2%
不登校	6.3% ⑤	6.0% ⑤	7.6% ③	8.6% ③
進路問題	0.0%	-	0.8%	-
心身の悩み	8.3% ④	10.0% ③	0.8%	2.5%
先生(教職員・保育士等)の暴力	2.1%	12.0% ②	1.5%	3.1%
先生(教職員・保育士等)の暴言や威嚇	4.2%	8.0% ④	3.8%	3.7%
セクハラ	0.0%	0.0%	1.5%	0.6%
校則など学校のルール	2.1%	2.0%	2.3%	0.0%
「学級崩壊」	0.0%	0.0%	0.8%	0.6%
学校・保育所等での事故	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%
その他先生(教職員・保育士等)の指導上の問題	4.2%	2.0%	6.9% ④	6.7% ⑤
学校・保育所等の対応の問題	2.1%	0.0%	4.6%	6.7% ⑤
行政機関の対応の問題	0.0%	0.0%	1.5%	1.2%
子育ての悩み	0.0%	0.0%	18.3% ①	17.8% ①
家族関係の悩み	12.5% ③	4.0%	6.9% ④	8.6% ③
家庭内虐待	4.2%	2.0%	6.9% ④	4.3%
子どもの福祉的処遇	0.0%	0.0%	0.8%	3.1%
行政施策等	0.0%	0.0%	2.3%	0.0%
その他	4.2%	14.0%	6.9%	9.8%
不明	2.1%	4.0%	0.8%	0.0%
計【%】	100%	100%	100%	100%
【案件数】	48案件	50案件	131案件	163案件

(注)2005年次は213案件、2006年次は179案件の内訳。○囲みの数字は年次ごと・相談者ごとの上位5番目までの順位を表したものの。「その他」は順位から除く。

図Ⅱ-5 相談内容の状況



(注) 相談者の「主たる訴え」に該当する一つをチェックし、その他にも具体的な訴えの事項が認められる場合に、それを「副次的な訴え」としてさらに一つをチェックし、それらを合算してグラフにした。

各学齢の子どもの相談の特徴

オンブズパーソンに寄せられる相談は、どの学齢の子どもについての相談が多いのかを分析しました(図Ⅱ-6)。さらに、各学齢別に、相談内容の多いものを上位 3 位まであげました(表Ⅱ-3)。

最も多いのは、中学生についての相談で、次いで小学校高学年、小学校低学年という順になっています。全体としては学齢が高くなると、子ども自身からの相談の割合が高くなる傾向にあります。「子育ての悩み」や「交友関係の悩み」は学齢にかかわらず相談されていますが、各学齢により相談内容に特徴があります。

就学前の子ども

相談者としてはおとなが多く、全案件の 4 割が「子育ての悩み」です。

また、相談件数は少ないですが、就学前の子ども本人からの相談もあります。この場合、遊びを通じてコミュニケーションを深めながら、本人の意見の受けとめを慎重に行っていました。また、場合によっては、子どもとの遊びの中で見えてきたことについて親と一緒に話し合うこともありました。

小学生の子ども

小学校低学年・高学年ともに、「交友関係の悩み」についての相談が最も多くあります。特に女の子から、「グループの中で悪口を言われた」「仲の良かった友だちと一緒に遊んでくれなくなった」というような相談がありました。このような相談について低学年の場合は親からの相談がほとんどを占め(11 案件中 10 案件)、高学年になると子どもからの相談の割合が増えています(子どもからの相談：13 案件中 8 案件)。

低学年の親からは、「その他先生の指導上の問題」として、子ども同士のトラブルにおける先生の指導方針に納得がいけないといった相談が寄せられています。

また、本年次は特に、高学年の子ども自身からの相談の割合が高くなっています(2005 年次：35.1%，2006 年次：56.4%)。「子どもの権利条約にもとづく実感調査」(平成 17 年度)においてもオンブズパーソン制度の認知度があがっており*6、こういったことが影響していると考えられます。

中学生の子ども

「交友関係の悩み」「不登校」「いじめ」といった、学校生活と関係している相談が多くを占めました。他の学齢の子どもについての相談と比べて「不登校」の相談が多いこと

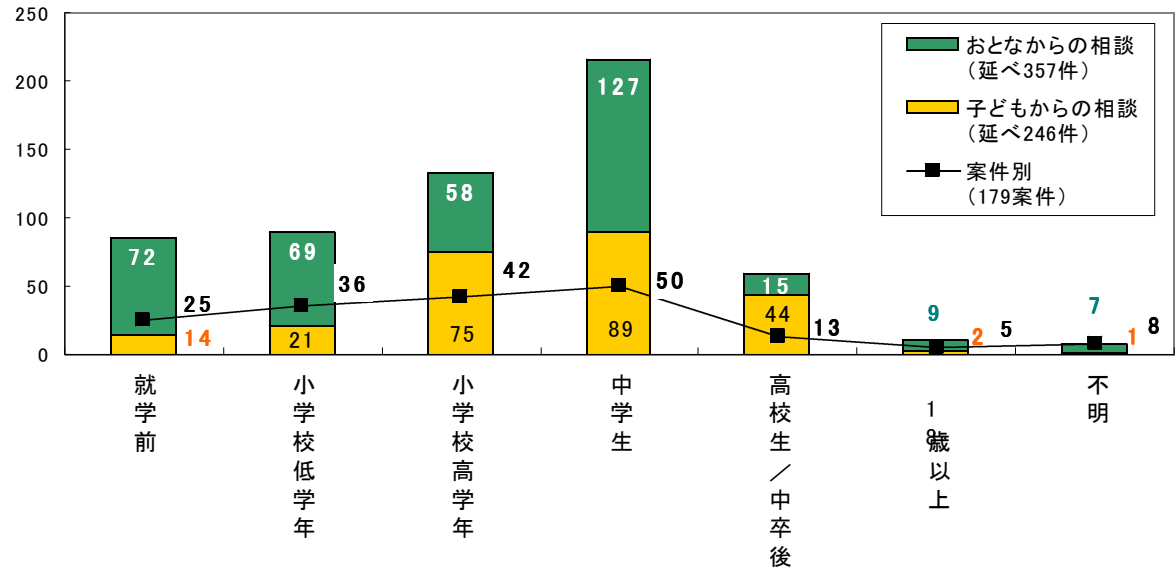
*6 オンブズパーソン制度について「名前も何をするとところかも知らない」と答えた人が、小学校 5 年生で 44% (平成 15 年度調査) → 20% (平成 17 年度調査) と減っている。

が特徴です。「不登校」は、まず親から相談があり、その後子どもとつながることができる場合もあります。本年次は、男の子の「不登校」についての相談が多く寄せられていましたが、なかなか子どもと出会うことができませんでした。

高校生・中卒後の子ども

子ども自身からの相談の内容としては、「不登校」や「心身の悩み」が多く寄せられています。「心身の悩み」の相談では、長年にわたって子ども本人の気持ちを聴いているケースもあります。親からは「子育ての悩み」が多くなっており、思春期の子どもをどのように理解して、どう接すればいいかという内容の相談がありました。

図Ⅱ-6 対象となる子どもの学齢分布



表Ⅱ-3 子どもの学齢別の主たる相談内容

	就学前 (25案件)	小学校低学年 (36案件)	小学校高学年 (42案件)	中学生 (50案件)	高校生／中卒後 (13案件)
第1位	子育ての悩み (10案件・40.0%)	交友関係の悩み (11案件・30.6%)	交友関係の悩み (13案件・31.0%)	交友関係の悩み (9案件・18.0%)	不登校 (4案件・21.7%)
第2位	家庭内虐待 (4案件・16.0%)	その他先生の指導上の問題 (5案件・13.9%)	いじめ (6案件・14.3%)	不登校 (8案件・16.0%)	心身の悩み 子育ての悩み (2案件・13.0%)
第3位	家族関係の悩み (3案件・12.0%)	子育ての悩み (4案件・11.1%)	子育ての悩み 家族関係の悩み (5案件・11.9%)	いじめ (7案件・14.0%)	(案件数・%)

相談をととしての調整活動

延べ 603 件にわたる相談の中には、相談活動の一環として、相談者個人の課題に即して行われた調整（コーディネート）活動も含まれています。調整活動とは、子どもの最善の利益を図ることを原則に、子どもに関係する相談者以外の人々にオンブズパーソンが直接出会って、子どもの代弁（アドボカシー）に努めること、また、相談者や当該の子どもが関係者と建設的な対話に入れるよう必要な環境づくりなどにあたることです。それらをとおして相互の関係のつくり直しを支援したり、個々の案件に即して関係機関と連携を行ってきました。オンブズパーソンが、子どもを取り巻く人々や環境に働きかけ、子どもを支援するために人と人をつなぐことを主眼において実際の調整活動を行っています。^{*7}

本年次は、179 案件の相談活動のうち 11 案件について調整活動が行われました。調整活動の内容としては概ね、学校や保育所など子どもが通う市の関係機関にかかわるものと、家族関係にかかわるものとに分類できます。

子どもに関する問題が起きた場合は、その子どもとまわりのおとなや、まわりのおとな同士で、意思疎通が難しくなり関係不全に陥っている状況があります。したがって、子どもにかかわるまわりのおとなが、お互いに信頼し合い、つながりあえる関係を再構築していくことが、子どもを支援していくためには重要な取り組みでした。調整活動の後半ではオンブズパーソン立ち会いのもと、当事者同士の直接の対話の機会が設けられ、双方がお互いの考えや思いを聴くことにより、相互理解が生まれ、問題の打開が一定図られていくケースもありました。当該の子どもにとって、よりよい関係があらたにつくり直されていくことが、「子どもの救済」にとって重要な課題となっています。

また、本年次は当事者間にとどまらず、関係機関においてより有効な機能の発揮を促す必要がある案件について、関係機関とケース会議を持ちました。そこでは、個々の案件に即して、当該子どもの理解と今後の支援の方向性について話し合いました。こうした対話を積み重ねることによって、子どもの置かれた困難な状況についての共通理解を図り、関係機関における必要な措置が講じられていくよう促すことができます。なお、「虐待の疑い」として市民等から寄せられる相談を市の福祉事務所に通告していますが、この通告も「調整」に含んでいます。

^{*7} 調整活動とは、相談者である子どもや親の意向のもとに、関係機関・関係者に任意の協力を得て、相談活動の一環として行うものである。オンブズパーソンに与えられた立場は、子どもを擁護し、必要に応じて代弁するものであり、つまりは子どもの最善の利益のためにはさまざまな機関や個人が利害を超えて協力し、つながろうとするような「公的良心」（条例第 7 条第 1 項）を喚起するためのものである。したがって、オンブズパーソンの相談・調整活動においては、カウンセリング的対応をする従来の公的相談事業とは異なり、調整の機能をより重視し、子どもの最善の利益のためにさまざまな機関や個人をコーディネートし、横断的に結びつけていくことが可能になる。オンブズパーソンが関係機関から一定独立し、子どもの立場に立つ第三者機関という位置づけから、機能するものであるといえる。

【事例①：保護者と保育所との関係調整】

保育所から子どもの発達に関する助言を受け、保護者が不安に陥りオンブズパーソンへ相談が寄せられた。保育の専門家からの助言であるし、保護者は子どもを預けているという立場から、保育所に対して自分の気持ちや意見を率直に伝えることができずにいた。そのような関係性のまま、意思疎通もしだいに希薄になり、保育所に対して不安や不信を感じていた。保護者は、保育所とこれからどのように関係を築いていったらいいのか、またそれまでには思いもしなかった子どもの発達に対する不安が芽生え、深く思い悩んでいた。数ヶ月間にわたって相談を続ける中で、保護者から調整の意向を受け、保育所との調整を開始した。

オンブズパーソンは、保育所から話を聴き、対話を重ねた。その中で、一つには、保育所が助言をしようと思った動機やその真意が保護者に十分に伝わらず、結果として保護者に誤解や不安を与えてしまったこと、二つには、これまで保育所と保護者のあいだで子どもの育ちについて共通理解が図れていなかったことが課題としてみえてきた。問題の解決のためには、まずは保護者に与えてしまった誤解や不安を解消するために必要な説明を行うこと、保護者の思いを受けとめ理解するように努めることが必要との認識で一致した。その後、保育所と保護者双方から、直接話し合いたいとの希望が出され、調整の最終段階においては、保護者と保育所がオンブズパーソン立ち会いのもと直接話し合った。子どもの育ちや理解に関してお互いに率直に語り合えたことであらたな相互理解が生まれ、信頼関係も一定回復した。保護者は「今後は安心して子どもを預けられる」と述べていた。子どもにかかわるおとな同士が率直に話し合える風通しのいい関係をつくっていくことが、子どもの利益につながると再認識したケースであった。

【事例②：家族間調整】

父親からの暴力や暴言に関して当該の子どもから受けた相談である。子どもは母親が仕事で家を空けているときに、父親から理不尽な暴力や暴言を受けていた。継続相談する中で、子ども自身が問題の打開に向けて取り組めるよう、行動の選択肢を一緒に考えてきた。子どもの願いは、母親に自分の気持ちを伝え、理解してほしいということであった。母親が仕事でほとんど家にいないこと、母親と一緒に過ごす時間がなく、話を聴いてもらえない状況があった。そこで、オンブズパーソンは母親に連絡を取って、子どもの代弁に努めた。調整の最後の段階では、子どもの希望もあり、直接母親と子どもとの対話の機会が設けられ、子どもが自分の思いを母親に語った。あらためて子どもの思いを聴いた母親は、これから、子どものことについて父親と話し合うなど改善に向けて努力すると子どもに約束した。

Column

ー子どものエンパワメントとオンブズ活動ー

オンブズパーソンに寄せられるいくつかの相談事例をもとにして、子どもや親とのかかわりの様子をそれぞれの相談員が描きました。登場する子どもたちはすべて仮名です。

子どもと、ゆっくり

「子どもが学校に行かず家の中に引きこもっている。理由を聴いても何も言わない。どうしたらいいのだろうか…」と母親から電話があった。

今まで、当たり前前に学校に行っていた子どもが、急に理由も言わずに学校に行かなくなったときの親の不安は計り知れない。親の不安を受けとめながら、「登校する、しない」という事態に目を向けるのではなく、「なぜ、そういうサインを出しているのかを考えてみませんか」と提案した。

しかし、母親は「できれば（がんばって）学校に行ってほしい。もし、このままずっと行けなくなってしまうたらどうしたらいいのか…。何か打つ手はないものか」と訴える。

親の立場からすれば、こう焦るのも無理はない。このとき、子どもの気持ちをありのままに受けとめる余裕はなくなっている。また、子どものほうも、まわりに心配をかけまいとして、本音を言いにくい、ということがある。そういった時に少し距離のある第三のおとな（オンブズ）だからできること、言えることがあると思っている。

親の不安を受けとめながら、子どもと直接出会えるように「一人で悩んでいるあなたの力になりたい」というメッセージを届ける。

けれども、現実には子どもとつながることはそう簡単ではない。傷ついた子どもは

その傷の深さの分だけ、人とつながることに不安を感じているからだ。だからこそ、子どもが「つながりたい」と思ったそのときに、いつでもつながれるように、子どもへメッセージを送り続けること、そして子どもにとって大きな存在である親への支援を続けていくこと、この二つを大切にしている。

母親からの相談を電話や面談で継続的に受けて、2ヶ月が経ったある日。

「子どもが『電話でなら話をしてもいい』と言っています」と母親。そうして、初めて電話で子どもの声を聴くことができた。

「はじめまして、相談員の太田です。話をしてみようと思ってくれたこと、すごく嬉しい。ありがとう。お母さんから話を聴いているけれど、私はあなたから直接話を聴きたいと思っている。何か困っていることがあれば、どうしたらいいのか、一緒に考えていきたいと思っているよ」。

少しの間、沈黙があり、彼はこう言った。「今は学校に（行こうと思っても）行けない。理由は…自分でもよくわからない。家にいることで少しは気持ちが楽。これからのことを考えるのは今は正直しんどい…」
「そっか。今は少し休みたいって思っているのかな？」

「ウン…」

「これからのことは、焦らず、ゆっくり一緒に考えよう。これからときどき、電話で

話をしてもいいかな？」

「いいよ…」

それから、彼と2週間に1回のペースで電話をした。彼の気持ちに耳を傾け、ときには趣味の話やテレビの話をしながらか、相談を続けた。同時に母親の話も聴いていった。そして、約半年の月日が経過したある朝のこと。

母「今日オンブズに行くけど、一緒に行く？」

子「行ってみようかな…」

こうして、ようやく、私は子どもと出会うことができた。

直接顔をみて話をするこゝで、子どもとの距離も近くに感じ、その分、彼の気持ちもよく伝わってくる。

「僕は、小学校4年の時からいじめられている。これまでは、なんとか我慢していたけれど…我慢することがしんどくなった。だからもう学校には行きたくない」そういって自分のしんどさをポツリポツリと話してくれた。

「そっかあ。ずっとしんどかったんだね」

と、気持ちを受けとめながら、彼にとっての解決が何なのかを一緒に探し、その解決に向けて支援をしていく。

しかし、これまで一人でがんばり続けた彼には今すぐ「これからのこと」を考えるだけの力も使い果たしてしまっているようだった。彼が少しずつでも元気を取り戻し、「これからのこと」を自分なりに考えていけるだけのエネルギーが充電されるまで、私たちは彼とゆっくり付き合っていくたい。

相談員 太田朋恵



想像を超えて

午後3時過ぎ、電話口からユウト君の元気な声が溢れてきた。

「今日、ひさしぶりに学校に行ったよ！それで、リュウジ君と仲良く遊んで、一緒に帰ってきたんだ。楽しかった」

前回の相談からは状況が一変していた。「学校を休んでいるあいだに、少しリュウジ君のことを考えた。前に、僕がリュウジ君に意地悪をしたことがあったから、今度会ったら『ゴメン』って言おうと思った。それで、今日学校に行って『ゴメン』って言ったら、リュウジ君も『ゴメン』って謝

ってくれたんだ」

「すごい。自分で『ゴメン』って言おうと考えて、やってみたんや。がんばったなあ。仲直りできて本当によかったなあ」

「ウン！」

「ユウト君が『楽しい』って言っているのを聞いて、僕もすごく嬉しい。これからも何かあったらいつでも電話してね」

「ウン！」

その後、お母さんから電話があった。「私もすごくびっくりしているんです。学校を休むようになって、このまま学校に行

けなくなってしまうんじゃないかという心配があったんです。ところが、息子が急に『学校に行く』と言い出して…」

「心配していたんですが、『仲直りした』って元気に帰ってきて…。もっと（解決までには）時間がかかると思っていたのですが…。とりあえず、安心しました。しばらくは様子を見てみようと思います」

「よかったですね。ユウト君自分でいろいろ考えて、行動して、すごいですね」

「そうですね。本当にびっくりしています」

子どもは、これまでのことを振り返ったり、気持ちの整理をしながら、これからのことを考えている。それでも、「自分はこんなことで困っている」と言葉にすることが難しかったり、「これからはこうしたい」という答えがでない場合もある。そのような場合、一緒に遊んだり世間話をしながら時間を共有し、関係をつくっていく。一方、様々に発せられるメッセージに耳を傾け、共感し、悩む。そうしたかかわりの中で、

子どもは自ら問題の解決に動き出していく。その問題の解決までの早さ、そして対立ではなく関係の再構築という方法、それはときにまわりのおとなを驚かす。はるかに、おとなの想像を超えているからだ。

ユウト君もそうだった。

このようなことは、決してめずらしくはない。しかし、こういった場面を目の当たりにするたびに、子どもが携えている力というものを再認識させられる。

相談員 杉下 淳哉



子どもの居場所

ある日の午前中、「オンブズくらぶ、あいていますか」と電話がかかってきた。市内の中学を卒業し、高校に通う子どもからの電話だった。今、高校に在籍はしているもののほとんど学校には通っていない状態だという。

「多くの人と出会うのは少ししんどいけれど、家にいても日中暇で。何か活動ができる場所を探しているんですけど…」

中学生までは市が実施している適応指導教室に通うこともできるが、高校生は対象外となる。川西市内には民間の機関が開設しているようなフリースクールやフリース

ペースのような場所もない。オンブズパーソンでは子どもの相談を受けるということで面談の時間を設けて、個別に子どもとかわかることはできるが、同年代の子どもたちと出会える場所を日常的に提供することはできない。そこで、月に1回ほど開いている中高生向けの「子ども☆ほっとサロン」（詳細は「子どもオンブズ・レポート 2005」20頁参照）に誘ってみた。そして、子どもとともに近くのフリースクールやフリースペースの情報を探した。

相談が終わり、オンブズくらぶから帰っ

てくると、数年前に相談に来てくれた子が突然事務局を訪ねてきてくれていた。といっても学校で友達とトラブルになって、学校に行きづらく、家に帰っても一人であれこれと考えてしんどいので、思い出して訪ねてきてくれたとのこと。

友達とのトラブルについての気持ちを聴き、解決の方法を一緒に考える。ある程度相談が終わったところで、子どもから「もうちょっと事務局にいてもいいかな」と言われ、「事務局で仕事の邪魔にならない程度なら…」と受け入れた。得意のイラストを描いたり他の相談員とも話をしたりして、半日余りを過ごして帰っていった。

また別の日。

「先生と喧嘩して学校を飛び出してきた」と制服に上靴のまま事務局を訪れてくる子もいる。家に帰っても誰もいないし、街に出ても補導される。子どもたちの話を聴いていくと、学校はやはり集団の中で授業を受ける場所であって、子どもたち一人ひとりの思いを受けとめることは時に難しいようだ。それでも子どもたちは「学校には友達がいるから行きたい」と願っている。

学校に行きにくい、学校に居づらい状況は子どもによってそれぞれ違う。しかし共通して感じることは、学校以外の場で子どもたちが人とつながることができる場所が極端に少ない、ということだ。あったとしても塾やスポーツなどの習い事に代表されるように費用が発生することも多い。「学校の中に少し一人でほっとできる場所や考える場所がほしい。そして、できることなら家で一人で過ごすのではなくて仲間と過ごしたい」そんな思いが聞こえてくる気がする。

もっと子どもたちと日常的に関われたら、

と思う一方で、オンブズパーソンという活動の中でできる限界もある。また、オンブズパーソンの存在が子どもたちにとっての日常ではないからこそ、訪ねて来てくれる子どもたちがいるのも現実だろう。

子どもたちにとって色々な自分を出すことができる場所が増えてほしい、と思う。

相談員 福田みのり



Ⅲ

オンブズパーソンの調査活動

2006年次の調査状況(2案件、延べ15回の調査を実施)

2006年次に扱った調査案件のあらまし

- ①2005年申立第2号案件
- ②2006年申立第1号案件
- ③2006年申立第2号案件

Ⅲ オンブズパーソンの調査活動

オンブズパーソンの調査は、相談者や当該子どもから「擁護・救済の申立て」を受け付けて実施する場合と、オンブズパーソンが独自に入手した情報により自己の発意によって実施する場合とがあります。どちらも、オンブズパーソンが、条例第6条各号*1のいずれかに該当すると認める場合に、調査を実施します。

条例は、オンブズパーソンの市の機関に対する調査権（第11条）、勧告および意見表明権（第15条第1項2項）を付与しており、市の機関に対しては「オンブズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重し、積極的に協力、援助しなければならない（第8条第2項）」と規定し、あわせて、勧告・意見表明の尊重義務（第15条）を課しています。

さらに、市の機関は、勧告や意見表明を受けて実施した措置等に関してオンブズパーソンから報告を求められれば、これに応じる義務を負っています（第17条）。

以上のような条例上の手続きに従って、調査活動は行われます。調査では、主に聴き取り調査を中心に関係する機関や個人との相互理解を深めることを重視しています。調査の目的はあくまで「子どもの最善の利益」を実現するためであり、そのために学校や行政などを含む市の機関に対して、建設的な対話に努め、それぞれの役割における具体的な取り組みを促し、支援していくことです。

オンブズパーソンが行う「条例上の対処」とは主として次のものがあります。

▽「勧告」または「是正等申入れ」（第15条第1項）

「勧告」は市の関係機関の行為等の是正や改善をオンブズパーソンが関係機関に直接求めること。それを書面のみにて行うのが「是正等申入れ」。

▽「意見表明」または「改善等申入れ」（第15条第2項）

「意見表明」は制度等の改善または見直しをオンブズパーソンが市の関係機関に直接求めること。それを書面のみにて行うのが「改善等申入れ」。

▽「要望」（第16条第1項）

市の機関以外の機関等に、特に是正等を要望する必要があるときに行う。

*1 条例は、「オンブズパーソンの職務」（第6条）で次のように規定している。

- (1) 子どもの人権侵害の救済に関すること。
- (2) 子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子どもの人権の擁護のため必要な制度の改善等の提言に関すること。

▽「結果通知」(第16条第2項)

「勧告」等または「意見表明」等を行うまでの必要は認められないものの、関係機関等にオンブズパーソンからの注意喚起または情報提供等が必要と認められる場合、書面にて行う。

▽「公表」(第18条)

「勧告」や「意見表明等」の内容を記者クラブ等に公表する。オンブズパーソンの総意において必要と認められた場合にのみ行うことができる。

2006年次の調査状況(2案件、延べ15回の調査を実施)

申立てによる調査

本年次では、「子どもの人権の擁護及び救済の申立て」(条例第10条第2項)を2件受け付けました。審査の結果、うち1件は、調整活動による対処が適切なものと判断されたため調査不実施とし、調整活動を実施しました。残る1件は、調査継続が相当でないという判断のもと調査を打ち切りました。また、前年次から継続になっていた1件についても調査継続が相当でないという判断のもと調査を打ち切りました。本年次は、いずれも調査を途中で終了していますが、終了するまでの間に延べ15回の調査を実施しました(表Ⅲ-1)。

条例上の対処

以上の3案件について、条例上の対処は行いませんでした。

2006年次に扱った調査案件のあらまし

本年次に扱った3案件（調査不実施1案件を含む）について、子どもの最善の利益を図る公益確保の観点から、以下に概要を報告します。

①2005年申立第2号案件

申立人	当該子どもの保護者
申立て趣旨	当該子どもは2005年の主に2学期の間、学校内での交友関係において「いじめ」を受けるなどして相当の苦痛を感じ、それに伴う症状が心身に現れていた。これら実情に対する学校や市教育委員会の認識、対応に納得ができず、子どもの被害状況は改善されなかった、というもの。
調査の結果	申立人および当該子ども、当該学校関係者から聴き取り調査を実施した。しかしながら、調査開始後、申立人がオンブズパーソンへの申立て事項と重複する内容で他制度を利用したことが判明した。 これは、条例施行規則第12条第2項第1号（現に裁判等で請求している事項または判決等で確定した権利関係に係る事項）に該当すると判断し、以下のように申立人に対して説明を行った。オンブズパーソンとしては条例の規定により調査継続ができないこと、調査以外の方法（相談の継続・調整）で子どもの回復や立ち直りに向けた支援を可能な範囲で取り組む用意があることを伝えたところ、申立人からはオンブズパーソンの支援を特に希望しない旨の表明があった。 以上の経過を踏まえ、条例施行規則第13条第3項の規定（オンブズパーソン会議の全会一致による調査の中止または打ち切り）により、本件申立てに係る調査継続の可否について、オンブズパーソン会議で審議した結果、同第13条第1項の規定により、これを打ち切ること（条例第11条第5項）が相当と決定した。

②2006年申立第1号案件

本件は、担任教員の指導上の問題について保護者から申立てられたものである。当初、当該子どもは「担任の先生に自分の言っていることをちゃんと聴いてもらえないし、信じてもらえない」という思いを持っていた。しかし、申立てを契機に学校の取り組みが図られ、その結果、子どもは自分に対する誤解が解けたことと、今後は先生に話をちゃんと聴いてほしいという思いを語ってくれた。同時に、申立人自身からも学校長に対して、子どもの状態や心情、保護者としての不安について伝えたところ、受けとめられ安心したという報告を受けた。また、新学年になり子どもは、新しい担任の先生、友達との関係におい

て、あらたな気持で学校生活を送っている様子も学校側から伝えられた。こうした状況を受け、オンブズパーソンは、子どもと申立人と学校側の努力によって、子どもの状況が一定改善され、解決が図られつつあると理解し、独自の判断として調査を不実施とし、調整活動を実施した。

③2006年申立第2号案件

申立人	当該子どもの保護者
申立て趣旨	申立人の子どもは、他の子どもから暴力を受けて以降、学校生活に強い不安を感じるようになった。このことから申立人は学校に再発防止の取り組みや教育的配慮を求めてきたが、十分な対応が得られず、保護者として子どもの学校生活に強い不安を抱いている、というもの。
調査の結果	申立人および当該子ども、当該学校関係者から聴き取り調査を実施した。しかしながら、調査実施中に市外への転居という事態を受け、今後、調査を継続するか否かの検討を行った。また、申立人に意見陳述を求めたところ、申立人からは、これ以上調査継続を望まない旨の表明があり、条例第11条第5項の規定により、本件調査を打ち切ることが相当であるとの判断を、オンブズパーソン会議において全会一致で決定した。

表Ⅲ-1 申立案件・自己発意案件の処理状況一覧(1999.6～2006.12)

	案件番号	調査開始等	条例上の対処(実施対象の関係機関等)	調査回数	備考
1	1999年申立第1号	1999年6月	99.12 結果通知(市教育情報センター) 99.12 結果通知(市福祉事務所)	16	公開
2	1999年申立第2号	1999年6月	00.5 意見表明(市教育委員会) 00.8 意見表明(市福祉事務所)	33	公開
3	1999年申立第3号	1999年6月受付	調査不実施・調整実施	—	—
4	1999年発意第1号	1999年6月	99.9 是正等申入れ(市福祉事務所) 99.12 是正等申入れ(市福祉事務所)	12	公開
5	1999年申立第4号	1999年9月	02.2 結果通知(市教育委員会)	9	公開
6	2000年申立第1号	2000年2月	00.7 勧告・意見表明(市教育委員会) 00.7 結果通知(当該学校) 00.7 結果通知(市長)	51	公開
7	2000年申立第2号	2000年5月	01.10 結果通知(市教育委員会)	13	非公開
8	2000年発意第1号	2000年11月	00.11 勧告(市教育委員会) 00.11 勧告(当該学校) 02.12 調査打ち切り	15	非公開
9	2000年申立第3号	2000年12月	02.3 意見表明(市教育委員会)	12	公開
10	2001年申立第1号	2001年3月	01.4 是正等申入(当該学校) 01.7 意見表明(市教育委員会) 01.7 結果通知(市長)	31	公開
11	2001年申立第2号	2001年7月	01.8 是正等申入れ(市教育委員会) 02.12 調査打ち切り	38	非公開
12	2001年発意第1号	2001年12月	02.3 第3年次報告書第3章で報告 02.12 調査打ち切り	— 1	— 公開
13	2002年申立第1号	2002年4月	02.8 調査打ち切り	5	非公開
14	2002年申立第2号	2002年3月	03.3 結果通知(市教育委員会) 03.3 結果通知(当該学校) 03.3 結果通知(市保健福祉部)	32	公開
15	2002年申立第3号	2002年4月受付	調査不実施・調整実施	—	—
16	2002年申立第4号	2002年4月受付	調査不実施・調整実施	—	—
17	2002年申立第5号	2002年4月受付	調査不実施・調整実施	—	—
18	2002年申立第6号	2002年6月	02.8より申立第8号と一体的に扱い対処	3	公開
19	2002年発意第1号	2002年6月	02.8 勧告(市教育委員会) 02.9 公表(市役所記者クラブ)	64	公開
20	2002年申立第7号	2002年7月受付	調査不実施・調整実施	—	—
21	2002年申立第8号	2002年8月	02.9 要望(当該施設) 02.11 意見表明(市保健福祉部) 02.11 結果通知(県民生活部監査指導課) 03.3 要望(当該施設設置者) 03.3 意見表明(市保健福祉部) 03.3 公表(市役所記者クラブ) 03.4 結果通知(県民生活部監査指導課)	41	公開
22	2002年発意第2号	2002年9月	02.10 意見表明(市教育委員会) 02.11 公表(市役所記者クラブ)	25	公開
23	2003年申立第1号	2003年4月	03.11 意見表明(市教育委員会)	11	公開
24	2003年申立第2号	2003年4月	04.10 是正等申入れ(市教育委員会) 04.10 結果通知(当該学校)	20	公開

25	2003年申立第3号	2003年5月	03.11 対処の必要が認められず調査終結	6	—
26	2003年申立第4号	2003年5月受付	調査不実施・別件処理	—	—
27	2003年申立第5号	2003年5月受付	調査不実施・調整実施	—	—
28	2003年申立第6号	2003年6月	03.9 意見表明(市教育委員会)	16	公開
			03.9 結果通知(当該学校)		
29	2003年発意第1号	2003年6月	03.7 意見表明(教育委員会) 03.7 改善等申入れ(当該学校) 03.8 要望(当該保護者) 03.9 結果通知(当該保護者)	77	非公開
30	2003年申立第7号	2003年12月受付	調査不実施	—	—
31	2004年申立第1号	2004年2月	04.6 結果通知(当該学校) 04.6 結果通知(市教育委員会)	27	非公開
32	2004年発意第1号	2004年3月	05.6 結果通知(市教育委員会)	17	非公開
33	2004年申立第2号	2004年7月	04.12 結果通知(当該学校) 04.12 結果通知(市教教育委員会)	22	公開
34	2004年申立第3号	2004年12月	05.6 意見表明(当該学校) 05.9 意見表明(市教育委員会)	42	公開
35	2005年申立第1号	2005年6月	05.8 勧告(市教育委員会) 05.8 勧告(当該学校)	49	公開
36	2005年申立第2号	2006年2月	06.3 調査打ち切り	7	—
37	2006年申立第1号	2006年3月受付	調査不実施・調整実施	—	—
38	2006年申立第2号	2006年5月	06.7 調査打ち切り	8	—

延べ回数 703回

(注)

- ・2006年次に扱った案件は太字ゴシックで表記
- ・「公開」は条例上の対処に関する文書を年次報告に掲載して公開したもの(部分公開も含む)。

Ⅳ

オンブズパーソンの広報・啓発活動

子どもたちへの広報・啓発

おとなたちへの広報・啓発

制度・活動に関する問い合わせ・視察

子どもオンブズニュース

Ⅳ オンブズパーソンの広報・啓発活動

条例は、オンブズパーソンの職務として、「子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること」（第 6 条第 2 項）を掲げています。特に子どもへの人権侵害を未然に防止する観点からは、相談や調査の活動とともに、広報・啓発活動が大切なものといえます。

オンブズパーソンは広報・啓発活動の目的を次のように考えています。

- ①子どもオンブズパーソンの制度と活動を、子どもや子どもにかかわるおとな、市民に、広く知ってもらうこと
- ②子どもオンブズパーソン制度が効果的に活用され、またオンブズパーソンの経験が子どもにかかわるおとなたちに役立てられて、子どもの利益と権利が大切に守られていくこと
- ③子どももおとなも一緒になって、子どもの権利条約を大切に活かしていくこと。つまり、子どもたちが元気に希望を持って育ち、子どもを安心して育てることのできる「まちづくり」をすすめていくこと

2006年次の成果と課題

毎年、子どもからの相談の割合が増加しています。これまで継続してきた広報・啓発活動によって、オンブズパーソンの存在が子どもや市民の間に浸透してきていると感じているところです。一方で、本年次の広報・啓発活動の中で、オンブズパーソンが参加した研修会などは例年に比べ減少しています（表Ⅳ-2）。前年次より全体の相談件数も増え、複合的な課題を抱える困難な事案も寄せられ、ケース対応にかなりの時間をかけてきました。そうした中でも依頼のあった講演や学習会等の講師も可能な限り受けてきましたが、現状として時間的・人力的な余裕は十分ではありません。限られた人員と時間の中で、子どもの擁護・救済活動（相談・調整・調査等）と、広報・啓発活動とをどう両立させるかが課題です。特に教職員とオンブズパーソンとの対話の機会が少ないことから、本年次においては、オンブズパーソンが企画して「学校・オンブズパーソン語る会」を開催しました。本制度への理解と信頼を広げるためには、日頃から教職員の先生方との対話を重ねていくことが重要な取り組みであると感じています。なお、子どもや市民に対する広報活動は、オンブズパーソン自らが行うだけでなく、市の機関が主体的に取り組むことを条例では述べており*1、今後もオンブズパーソンがより効果的な発信ができるよう、市の関係機関が主体的にその環境や条件整備を図るよう強く期待するところです。

*1 条例第 21 条は、「市の機関は、子ども及び市民にこの条例の趣旨及び内容を広く知らせるとともに、子どもがオンブズパーソンへの相談並びに擁護及び救済の申立てを容易に行うことができるため必要な施策の推進に努めるものとする」と定めています。したがって、オンブズパーソンが行う広報・啓発活動は、市の機関の取り組みに連携して行うものです。

子どもたちへの広報・啓発

2006 年次に実施した子ども向けの広報・啓発活動のあらましは、次のとおりです。

電話カード・子ども向けリーフレットの配布

学校園や保育所などに依頼して、5 月には、「子どもオンブズ電話カード」(図Ⅳ-1)を、10 月には、制度の利用方法などをくわしく示した「子ども向けリーフレット」(図Ⅳ-2)を市内の子どもたちに配布しました。リーフレットは、子どもによりわかりやすく、全体的に文字数は少なくと工夫し、オンブズパーソンからのメッセージをダイレクトでシンプルに伝える内容にしました。毎年、電話カードとリーフレットの配布後には一時的に子どもからの相談が増えるなど目に見える効果があります。子どもたちに直接届ける広報活動は重要な取り組みです。



図Ⅳ-1 子どもオンブズ電話カード



図Ⅳ-2 子ども向けリーフレット(中面)

小学校・児童館等への訪問活動

オンブズパーソンと相談員が小学校や児童館に訪問し、直接子どもたちと交流しました。小学校では、相談員が紙芝居を使ってオンブズパーソンの紹介を行い、その後一緒に授業を受けたり、給食を食べたりしました。児童館では、自分の気持ちを表現するワークショップを行いました。直接子どもたちと出会い、交流することは、「子どもから顔が見えるオンブズパーソン」として、より身近な存在に感じてもらうためにも非常に意義深い活動となっています。今後も可能な範囲で、市内の小・中学校や地域の児童館などに出向いて、子どもたちと出会っていききたいと思います。

子どもたちの事務局見学

1学期の後半には、市内のほとんどの小学3年生が市役所見学に訪れ、その際に3階のオンブズパーソン事務局も見学しています。紙芝居を用いてオンブズパーソンのことをわかりやすく説明し、相談員の紹介も行います。また、子どもたちに手伝ってもらい、実際にオンブズパーソンの相談電話（フリーダイヤル）にかけてみる「実験」を行います。困ったり悩んだりしたときに気軽にかけられる電話相談であることを実感してもらうよい機会となっています。これを機に子どもたちから相談が寄せられることもあります。

「子ども☆ほっとサロン」開催

中・高生向け広報活動の一環として「子ども☆ほっとサロン」を原則1回、子どもオンブズくらぶにて開催しています（2005年10月から）。相談をとおして参加する子どもや、参加している子どもがさらに友人を連れてくる場合があります。参加者の中には、不登校になっている人や、いじめを受けた経験がある人もいます。子どもたち同士の自由な語り合いの場となっており、学校や家庭で困っていることをお互いに相談し合う姿も見られます。

表 IV-1 子どもほっとサロンの参加人数(2006年)

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
4	5	4	4	2	8	8	7	9	5	6	10	72人

その他

市教育委員会と学校から要請を受け、中学校2年生の「トライやるウィーク」の受け入れを行いました。その際には、相談室「オンブズくらぶ」の模様替えを行いました。中学生が一から意見を出し合い、自分たちで工夫しながら模様替えを行いました。オンブズくらぶの利用者からは、以前より明るい雰囲気になったと好評です。

また、市内在住の高校生が夏休みに職場体験に訪れました。実際の活動を身近で見ることによって、子どもの人権救済に関して学びを深めている姿がありました。

おとなたちへの広報・啓発

2006 年次に実施したおとな向けの広報・啓発活動のあらましは以下のとおりです。市内のみならず、市外の自治体や団体等からの講演会の依頼も多くあります。川西市における子どもの権利擁護の取り組みについて、関心の高さがうかがわれます。

市機関職員対象（市の機関主催）

市長部局・教育委員会など、それぞれの職場からの依頼を受けて、オンブズパーソン等が講演会や学習会の講師として参加し、オンブズパーソンの制度や活動をはじめ、子どもの人権や保育をテーマに講演、研修等を行いました。前年次に比べ、市の機関の職員向け研修が減少しています。今後に向けて、市の機関と協力・連携しさらに充実していく必要があります。特に、学校園の教職員との対話の機会を増やしていけるよう、市の教育委員会の協力を期待したいところです。

【主な研修会・学習会】 保育所初任職員研修「保護者にどう寄り添っていくか」／同職員研修「安心してつながれる関係を求めて」／市内保育所中堅職員研修「事例にみる最近の保護者の傾向と特徴－親支援に向けて－」／校区教職員人権研修「子どもの人権オンブズパーソン制度について」／市内保育所内職員研修「子どもの育ちを見守り、保護者に寄り添う」

市民等対象Ⅰ（社会教育団体等主催）

PTA 関係の行事や保育所の保護者向け講演会などに参加しました。オンブズパーソンの制度や活動を知ってもらうだけでなく、子育て・子育で、子ども理解などをテーマにオンブズパーソンや相談員の経験をもとに意見交換しました。

【主な講演会・研修会】 川西市 PTCA フォーラム分科会「まもろう子どもの笑顔～子どもの救済と安心のまちづくり～」／市内保育所保護者懇談会「みんながつながるために」／市内保育所保護者懇談会「子どもってかわいくないわ」

市民等対象Ⅱ（オンブズパーソン主催）

オンブズパーソン制度と活動の理解がより一層深められることや、子どもの人権や子育てについて理解を図っていくことを目的に、オンブズパーソンが主催して報告会や講座等を開催しました。

■ 思春期子育て講座（連続2回）

前年次から引き続いて、本年次も「思春期子育て講座（講師：羽下大信・甲南大学教授）」を開催しました。1 回目のテーマは、「思春期と暴力」、2 回目のテーマは「思春期後半・働くこと／お金を稼ぐこと」でした。主に、中高校生や思春期の入り口にある小学校高学年の子どもを持つ保護者の参加が多く、延べ 24 名の参加がありました。

■ オンブズパーソン活動報告会

3月広く市民を対象に、2005年次のオンブズパーソンの制度運営の報告会を行い、120人以上の参加がありました。第一部では、2005年次の活動概況や特徴を報告しました。続いて、第二部では、パネリストに前島章良さん(長野県教育委員会子ども支援課長)*2をお迎えして、「いじめ問題から見える子どもの救済・擁護」と題し、パネルディスカッションを行いました。いじめなどによって苦しむ子どもに寄り添い、子どもとともに解決の道を探っていくという「子どものエンパワメント」を基軸にした取り組みの重要性をあらためて認識しました。



活動報告会・第二部パネルディスカッションの様子。
向かって左から2人目が前島章良さん。

■ 学校・オンブズパーソン語る会（第1回）

オンブズパーソンの広報・啓発活動の中で、特に教職員の先生方との対話の機会が少ないことから、オンブズパーソンが現場の先生方の声を聴き、ともに「子どもたちの今」について話し合う機会として、「学校・オンブズパーソン語る会」を企画し、開催しました。第1回目のテーマは「先生のきもち・子どものきもち」でした。先生方の日々の学校での多忙さや、オンブズパーソンへの率直な思いを直接聴くことができ、たいへん有意義な時間となりました。今後も川西市の子どもたちが安心して豊かに育つことができるように、先生方とつながり、信頼関係を広げ、相互に連携・協力していきたいと思っています。

*2 前島さんは、1997(平成 9)年 1 月に長男(当時中学1年生)を自死でなくされたお父さんです。この長男は「ぼうりょくではないけど ぼうりょくよりひさんだった かなしかった ぼくはすべて聞いていた あの4人にいじめられていた ぼくは死ぬ」と遺書を残していました。現在は、長野県教育委員会子ども支援課長として子ども権利支援センターを設置し、いじめや体罰などで苦しんでいる子どもや保護者の声を聴き、子どもの側に立って一緒に問題解決に取り組んでおられます。

表Ⅳ-2 オンブズパーソン等が参加した研修会・学習会の実施回数

対 象 \ 年 次	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
(A)市機関職員等	11	20	15	18	9
市長部局職員(保育士含む)	5	8	9	10	7
市教育委員会職員		9		7	1
市学校園教職員	6	3	5		1
その他関係者	1		1	1	
(B)市民等 I	14	16	8	7	4
民生児童委員	1				
人権擁護委員					
PTA関係		5	3	5	3
かわにしこどもネット	2	3		1	
市同和・人権教育協議会	1	1			
小学校校区人権啓発推進委員	2	3	1		
人権学習グループ	2	1	1		
公民館等の講座	4	3	1		
その他	2		2	1	1
(C)市民等(子ども含む)Ⅱ	14	7	8	8	17
思春期子育て講座				2	2
年次報告会				1	1
学校・オンブズパーソン語る会					1
小学校・児童館訪問				2	2
子ども☆ほっとサロン				3	11
その他	14	7	8		
市内合計(回)	39	43	31	33	30
(D)市外の団体等					13
地方自治体					11
その他団体					2
市内・市外総合計(回)					43

(注)表中の(A)(B)(C)(D)は次のものを指す。

- (A)市の機関が行政・学校等の関係職員対象に主催した研修等。
- (B)社会教育関係団体等が主催した学習会や市の機関が市民等対象に開催した講座等。
- (C)オンブズパーソンが独自に主催した子ども、おとな、市民等対象にした学習会や座談会等。
- (D)市外の自治体や市外の民間団体、大学、研究機関等によって開催された講座や研修等。

制度・活動に関する問い合わせ・視察

2006 年次における、本制度に関する問い合わせと視察は全部で 77 件ありました(表Ⅳ-3)。うち視察(マスコミ取材はのぞく)は、26 件でした。

マスコミからの取材

本年次は、子どものいじめに関する報道が数多くなされた一年でした。そのような状況を反映し、いじめ等で苦しんでいる子どもを救済する本市のオンブズパーソン制度が、新聞、テレビなど、いくつかのマスコミで取り上げられました(実際に報道されたテレビ・新聞は下記参照)。オンブズパーソンの取り組みにおいて、具体的に子どもたちにどのようにかわり、どのように解決しているのかという点に高い関心が寄せられています。子どもを擁護し、代弁するという独自の機能を持つ公的第三者機関の存在意義を全国に向けて発信する機会となりました。

表Ⅳ-3 視察・問い合わせ件数(2006年次)

視察・問い合わせのあった機関等	件数	(※)
行政機関	21	(7)
自治体議員・国会議員等	8	(3)
マスコミ	21	(7)
研究者・大学生等	20	(12)
NPO等	3	(2)
市民個人	3	(1)
ユニセフ	1	(1)
合計件数	77	(33)

※括弧内はオンブズパーソン事務局を直接訪れた視察・取材の件数

■川西市子どもの人権オンブズパーソンが報道された新聞・テレビ(2006年次)

中京テレビ「ニュースリアルタイム」特集：学校事故 我が子の死の真実がほしい(8月2日)
 西日本新聞「子ども施策の充実議論-全国自治体シンポ 380 人参加し開幕 志免町」(10月13日)
 朝日新聞 社説「子どもの叫びを聴け」(10月18日)
 テレビ西日本「土曜 NEWS ファイル キューブ」(10月21日)
 TBSテレビ「みのもんたの朝ズバッ!」(10月22日)
 サンテレビ「Eye ランド」(10月31日)
 日本テレビ「ニュースリアルタイム」(12月12日)
 NHK「週刊こどもニュース」(12月31日)

自治体等からの問い合わせ

本年次は、マスコミ報道の影響もあり、全国各地から問い合わせや視察が数多くありました。行政機関の多くは自治体の福祉関係機関や教育委員会でした。市の条例によって制度化された子どものオンブズパーソンの取り組みについて、関心の高さがうかがわれます。なかでも、オンブズパーソン事務局の実際の運営方法(予算や人員等)など具体的な事項についての問い合わせが多くみられました。これまでも、本市の制度をモデルに、神奈川

県川崎市や岐阜県岐南町、同県多治見市、埼玉県などで同様の制度が創設されました。本年次も問い合わせ・視察があった自治体の多くが、本市の取り組みを参考に、子どもの権利に関する条例の制定や子どもの権利救済システムの導入など、検討を行っています。制度設置から8年が経過し、全国的にも「子どもの救済」にかかわって川西市の先駆的な取り組みが広く認知されてきているといえるでしょう。

研修・学習・研究での問い合わせ

大学等の研究機関、社会福祉団体や子どもの人権や子ども支援に関する NPO 団体などから、問い合わせや視察を受けました。本年次は、特に大学生や大学院生が論文やレポート作成のために訪問することが多く、相談員などにインタビューを行っていました。子どもの声に耳を傾け、子どものエンパワメントを支援するというオンブズパーソンの機能や役割に高い関心が寄せられていました。

■第5回「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム

今回で5回目を迎えた「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム*3が10月12日～13日、福岡県志免町で開催されました。1日目は、ユニセフ・イノチェンティ研究所の上級研究員トロンド・ヴォーゲ氏が、「世界で展開する『子どもにやさしいまちづくり』」の題で基調講演を行い、その後の公開シンポジウムで、川西市からはオンブズパーソン相談員が「子どもの救済」について報告を行いました。2日目には、オンブズパーソンが「子どもの相談・救済」の分科会に参加し、「いじめ問題における子どもの救済」と題して、川西市のオンブズパーソンの取り組みを紹介しました。また、シンポジウムの開催に伴って「子どもの相談・救済に関する関係者会議」が開かれました。子どもの権利擁護システムを設置している（設置予定含む）自治体関係者や研究者が集まり、報告や意見交換を行いました。

*3 このシンポジウムは、2002年に川西市で、2003年に神奈川県川崎市で、2004年は岐阜県多治見市で、2005年は千葉県市川市で開催されました。子ども施策を自治体の重要な課題として積極的にとらえる自治体関係者と、子どもの権利条約の実施と普及をめざして研究をすすめる子どもの権利条約総合研究所が共同して研究をすすめています。

ユニセフが「川西型オンブズパーソン」を視察へ 12月

イノチェンティ研究所 トロンド・ヴォーゲ氏

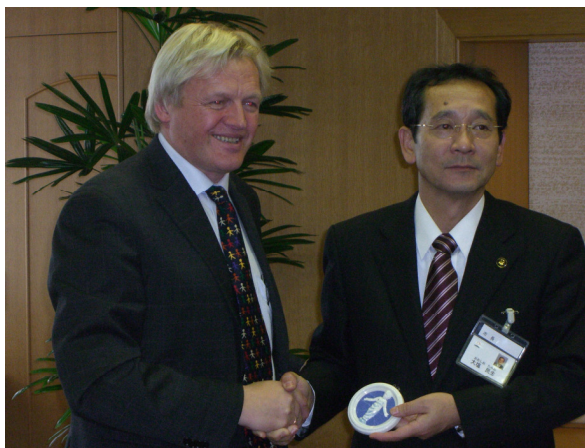
子どもの権利条約の普及、子どものいじめや虐待等の防止策の研究や世界の子どもの状況把握などを行っているユニセフ・イノチェンティ研究所（イタリア）*4 の上級研究員、トロンド・ヴォーゲ氏（前ノルウェイ子どもオンブズマン）が 12 月に川西市を訪れました。この視察の目的は、川西市の子どもの人権オンブズパーソンを研究するとともに、教育現場などの実態把握することです。

初日は、市内の小学校と中学校を訪問し、授業や部活動を見学。コンピューター学習室で生徒と交流したり、委員会活動では教壇に立って、直接生徒へ「校則」や「いじめ」について質問を行いました。ヴォーゲさんは、子どもたちが元気で笑顔が多いことに感心されておられました。

2 日目は、市役所で、市長・教育長を

表敬訪問し、「ユニセフとしても、すばらしい川西の子どもオンブズ制度を国際社会でも広く紹介していきたいし、応援している。今後も発展的な取り組みを期待している」と述べられました。

また、オンブズパーソンらとの意見交換も行いました。ヴォーゲ氏は、ノルウェイのオンブズパーソン時代の経験なども交えながら、「子どもの権利条約という共通の基盤を構築していくこと」、「子どもにやさしいまちづくりの視点で考えていくこと」の大切さを述べられ、今後の活動を充実させていく上でたいへん示唆を受けました。また、地方自治体レベルで始まり、個別具体的な案件に丁寧に対応しているとして「川西型子どもオンブズ」制度を高く評価していただきました。



大塩市長を表敬訪問するトロンド・ヴォーゲ氏



同氏とオンブズパーソンらとの意見交換の様子

*4 ユニセフ（国連児童基金）・イノチェンティ研究所（IRC、旧称「国際子ども発達センター」）は、ユニセフの調査研究能力を強化し、世界中の子どもたちの権利擁護を支援するために、1988 年に設置された。研究所は、ユニセフの取り組み「子どもにやさしいまち」の中心的な役割を担っている。

V

オンブズパーソンの会議等と情報公開

オンブズパーソン会議の開催状況

個々の事例に関する研究協議

情報公開の対応

V オンブズパーソンの会議等と情報公開

条例運営の重要事項についてはオンブズパーソン会議を開き、3 人のオンブズパーソンが話し合って決定します(条例施行規則第 5 条第 2 項)。

「重要事項」とは、オンブズパーソンの職務を果たすために必要な役割分担、調査の中止や打ち切り、勧告や意見表明などの公表、市長への年次報告やその市民への公表などについてです。これらは、オンブズパーソンが子どもの最善の利益を図る第三者機関として、独立性と自律性をもって活動するために、とりわけ重要な事項です。

そのために、オンブズパーソン会議の内容は、個人情報や意思形成過程上の情報を除けば、積極的に公開することが原則となります。もちろん、この原則は、勧告・意見表明などの条例上の対処についても適用されます。これは、川西市の子どもたちが置かれている現状や課題をできるだけひろく市民に知ってもらい、ともに力を合わせて、子どもの最善の利益の実現に努力するためです。

表 V-1 2006 年次(1 月～12 月)オンブズパーソン会議の開催状況

会 議	開催期日	議 案 等
第 1 回会議	3 月 24 日	(議案第 1 号) 川西市個人情報保護審査会答申に関するオンブズパーソンの判断について
第 2 回会議	3 月 31 日	(議案第 2 号) オンブズパーソン個人情報保護要綱に基づく相談記録の開示請求の取扱いについて (議案第 3 号) 調査の中止又は打ち切りの処理について
第 3 回会議	4 月 13 日	(議案第 4 号) 代表オンブズパーソンの互選について (議案第 5 号) 調査相談専門員のうち専門員の推薦について (議案第 6 号) オンブズパーソン事務局の事務分掌について (報告事項) ① 2006(平成 18)年度当初予算について ② 2006(平成 18)年 1 月～3 月の相談等の受付状況について
第 4 回会議	4 月 27 日	(議案第 7 号) 調査相談専門員のうち専門員の推薦について
第 5 回会議	7 月 20 日	(議案第 8 号) 調査の中止又は打ち切りについて
第 6 回会議	12 月 21 日	(議案第 9 号) 条例運営について (報告事項) ① 2006(平成 18)年 1 月～11 月の相談等の受付状況について

オンブズパーソン会議の開催状況

本年次では、オンブズパーソン会議は、計 6 回にわたって開催しました(表 V-1)。審議された各議案のあらましは、次のとおりです。

議案第 1 号

川西市個人情報保護条例に基づく相談記録や調査記録に関する個人情報の開示請求に対する市の決定について異議申立てのあった案件に対し、個人情報保護審査会から答申がありましたが、その処理を行うにあたり、オンブズパーソンの判断を必要とするために意見を聴取したところ、答申内容はオンブズパーソン活動に支障をきたしたり、オンブズパーソンの独自性や専門性をおびやかすものでもなく、オンブズパーソンの職務も十分に認められているものと判断するとして、答申を尊重することで全員一致で確認しました。

議案第 2 号

川西市子どもの人権オンブズパーソン個人情報保護要綱に基づく相談記録の開示請求について、協議をした結果、先にありました川西市個人情報保護審査会の答申およびそれに対する市の対応にも照らして、部分開示をすることで全員一致で決定しました。

議案第 3 号

2005 年申立て第 2 号案件について、調査の中止又は打ち切りの必要が生じたため、条例第 11 条第 5 項の規定により協議した結果、調査の継続が相当でないとして打ち切ることを全員一致で決定しました。

議案第 4 号

代表オンブズパーソンの田中文子氏が退任されるにあたり、条例第 5 条第 2 項の規定により、新たな代表オンブズパーソンの互選を必要とし、代表に羽下大信氏を選任しました。また、そのことにより代表の職務代理を新たに互選する必要が生じ、池谷博行氏を選任しました。

議案第 5 号

調査相談専門員のうち専門員の任期が満了となり、次期専門員を選任するにあたり、その候補者について市長に対し意見具申する必要があるため意見を求めたところ、オンブズパーソン経験者 4 名、相談員経験者 2 名、元学校長 1 名の計 7 名の推薦を全員一致で決定しました。

議案第 6 号

オンブズパーソンの第三者性やチーフ相談員制を考慮して、事務分掌について一部改善を提案し、川西市子どもの人権オンブズパーソン事務局事務分掌要綱第 3 条第 2 項により審議の結果、全員一致で可決しました。

議案第 7 号

前回のオンブズパーソン会議にて調査相談専門員のうち専門員を選任することにあたり推薦決定をしましたが、うち 1 名の辞退の申し出がありましたので、あらためて意見を求めたところ、1 名を推薦することに全員一致で決定しました。

議案第 8 号

2006 年申立て第 2 号案件について、調査の中止又は打ち切りの必要が生じたため、条例第 11 条第 5 項の規定により協議した結果、調査の継続が相当でないとして打ち切ることを全員一致で決定しました。

議案第 9 号

条例第 20 条に基づく運営状況の市長への報告と公表について、その内容等を明らかにする必要があるため、年次報告書の作成内容等が提案され、審議の結果、全員一致で可決しました。

個々の事例に関する研究協議

上に述べたオンブズパーソン会議とは別に、条例上の手続きとしては会議の開催・議決を必要としない事項でも、できるかぎりオンブズパーソンや相談員等が意見交換し、ケース検討をしてきました。これを「研究協議」と呼んでいます。

状況と内容等

オンブズパーソンそれぞれの専門分野からの知見、相談員や事務局などの報告をもとに、具体的な相談活動や調査活動の対応の検討や事例研究を行い、あわせて条例の解釈・運用の研究なども行ってきました。原則として毎週木曜日の午後に全員が集まり、協議はほぼ毎回 4 時間以上を要しました。特に相談員にとっては実践的な研究・研修の機会ともなるものです。

個別具体的に子どもの最善の利益を図るには、どういう支援がその子どもに必要なのか。個々の事例をそれぞれの専門分野から丁寧に検討し、意見交換していくことは、相当な時間を要するものです。このような研究協議での意見交換を参考にして、基本的には担当オンブズパーソンの判断で個々の案件への対応が図られてきました。また、研究協議の中で、条例にもとづくオンブズパーソンの合議等が必要と判断される事項が出てきた場合には、あらためてオンブズパーソン会議を開催し審議します。

本年次では、このような研究協議は計 48 回もたれました。ただし、研究協議は、具体的な個々のケースを取り扱い、個人情報も多く含む内容のため、原則非公開としています。

情報公開の対応

情報公開にあたっては、原則オンブズパーソン事務局で対応しています。

公文書公開関係

市情報公開条例第 6 条の規定にもとづく公文書の公開請求が 1 件ありました。これは、申立て案件に関する条例上の対処として市の関係機関に対して勧告した文書の公開を求めたものです。

市の関係機関に対し勧告した文書や意見表明をした文書は、是正や改善の必要性を告げ、場合によっては自ら具体案を提示するなどして、適切な措置を講ずるよう求めたり、必要な見直しを促したりするものです。オンブズパーソンの活動では、公開請求を受けるまでもなく、子どもの最善の利益を図る観点から、必要な情報はオンブズパーソン自らが積極的に公開することが原則といえます。とりわけ条例上の対処(勧告・意見表明等の情報)に関する情報公開は、個人情報保護に最大限の配慮をしながら、積極的に行なうべきものといえます(オンブズパーソン条例第 20 条.施行規則第 22 条)。

したがって、個人に関する情報で他の情報と関連づけることにより特定の個人が識別されるもののうち、一般的に他人に知られたくないと認められる情報を除いて公開しました。

個人情報開示関係

本年次は、個人情報の開示に関係する事柄が 2 件ありました。

1 件目

2004 年におきまして、市個人情報保護条例の規定にもとづく個人情報の開示請求について、相談記録の部分開示と調査記録の非開示の決定をしました(詳細は「子どもオンブズ・レポート 2004」49~50 頁参照)が、開示請求者の異議申立てを受け、市個人情報保護審査会に対しまして諮問をしているところでした。

1 年以上にわたる審査を経て、本年 3 月に個人情報審査会より下記の答申がありました。オンブズパーソン会議において、その答申を検討しましたところ、答申内容はオンブズパーソン活動に支障をきたしたり、オンブズパーソンの独自性や専門性をおびやかすものでなく、オンブズパーソンの職務を十分に認めているものと判断いたしました。

したがって、審査会の答申を尊重して、部分開示決定及び非開示決定した部分を一部取消して開示を行い、その他の部分は異議申立てを退けました。

審査会答申内容（抜粋及び要約）

1 川西市個人情報保護審査会の基本的な考え方

- 本審査会は、個人情報保護制度の運用についても、やはり、オンブズパーソンがその職責を果たすにあたって強い専門性と独立性を認められた独自の機関であるという、市において占めている特別の性格に、それなりに配慮すべきであると考えます。

このような配慮は、オンブズパーソンがその職責を果たすために必要不可欠なものであると考えます。また、オンブズパーソンも、それに応えて、個人情報保護に対して適確な対応をはかっていることが認められるところである。

- オンブズパーソンには、子どもにとっての最善の利益を図るために、自らの専門的で理性的な判断に基づいて、案件を処理していくことが求められている。そのために独立した権限が認められているわけであるし、責任もある。

したがって、案件としては処理が終わったものであっても、オンブズパーソンの内部における案件処理に関する資料は、たとえ当該個人の情報であるからといっても、それが当事者（子どもや親等）に明らかになることは、場合によっては、オンブズパーソンの対応に対する当事者の不信感を無用に増大させるだけであったり、あるいはいたずらに混乱を生じるだけだったりとなるおそれがある。

また、将来的にも、今後、関係する調査や内部の検討過程が当事者に開示される可能性があるということになると、オンブズパーソンにおいても、その活動や記録等に抑制が働き、本来期待される任務を適正に果たすことができなくなるという懸念も十分納得できるものである。

したがって、オンブズパーソンが、案件の処理にあたって、どのように状況を把握し、どのように問題を理解し、どのように処理をすすめていくべきかを検討していくといった、そのときどきの案件処理のための専門的な見地からの評価や判断は、たとえ本人に対しても、開示することは適当とはいえない。

いずれにしても、本審査会は、オンブズパーソンの主張する上記の「考え方」は、その内容からも、基本的に妥当なものであると考えます。

- 本案件についても、オンブズパーソンは、上記の考え方に基づいて対応しているところである。しかし、本審査会が本件文書を詳細に検討したところ、その一部に開示することが適切だと認められるものがある。

2 相談記録について

- 第三者の個人情報以外の非開示部分は、調査員が、対応を踏まえたうえで、専門的な見地からの所見や対応への考え方などを記載した所感の部分である。

調査員の所感は、調査員が対応の結果、そのときどきに、どのように状況を把握し、どのように問題を理解し、どのように処理をすすめていくべきか、といった案件処理に関する調査員としての、たんなる感想にとどまらない、専門的な見地からの判断や意見が示されている。これは、

オンブズパーソンに事実等の記録とともに伝えられて、オンブズパーソンの対応や判断の基礎となるものである。したがって、非開示としたことは適切である。

しかし、一部の所感は、その内容が、対応の結果を踏まえた調査員の所感というのではなく、これを開示しても、オンブズパーソンの活動に支障を来すというとはいえない。したがって、開示すべきである。

3 調査記録について

オンブズパーソンは、記述の全体を通して調査員の所感としての性質をもっていると主張する。なるほど、全体を通して、調査員の手による記録であり、したがって、記録するにあたって事実等の取捨選択など調査員による事実の再構成であることは確かである。しかし、だからといって、全体が「調査員の所感」であるとは直ちにいうことはできない。したがってまた、文書全体が直ちに非開示とすべきものであるともいうことはできない。

- あきらかに調査員の所感というべき部分については、非開示とすることが適当である。
- 他の子どもに関して、これまで調査等に基づいて、状況を整理し、調査員の現状理解と対応の方向をまとめた部分は、他の子どもに関するオンブズパーソンの判断の基礎となっている。そのため、申立人に開示することは、他の子どもに対する著しい権利侵害となる。非開示とされるべきものである。
- オンブズパーソンとして、どのように状況を把握し、どのように問題を理解し、どのように処理をするか、という案件処理に関するオンブズパーソン自身の専門的な評価が示されており、外部に正式に示されたオンブズパーソンの「意見表明」の基礎ないし根拠となる情報については、このような情報を開示することは、いたずらに混乱を巻き起こし、またオンブズパーソンの適正な活動に著しい支障を来すといえるから、非開示とすることが適当である。
- 本人に関する状況等について調査員が関係する第三者から聞き取りした結果を記録した部分に関して、当該第三者は、その内容が本人に開示されることを想定していない。このような関係者からの聞き取りには、当然のことながら、客観的な事実に関する情報だけでなく、当該第三者の主観的なフィルターを通した事実に関する情報であり、あるいは当該第三者からみた他者への評価等が含まれている。いわば当該「第三者の目線」ないし「主観」それ自体が情報として強く刻印されているといえる。したがって、このような情報が本人に開示されることは、当該第三者の信頼を著しく損なうことになるし、場合によっては当該第三者の名誉や人格を著しく傷つけることがありえる。したがって、当該第三者の正当な利益を損なうおそれがあるから、非開示とすることが適当である。
- 教育関係・医療関係の専門家の診断あるいは評価にかかわるものは、本人に知らせることが適切なものとはいえない。
- 担任教諭等の学校あるいは教育委員会の関係者からの聞き取りの結果の記録は、学校・教育委員会の関係者という職責に鑑みると、本人に開示すべきものだとも考えられる。しかし、そもそも本人に開示されることを想定せず、しかも、オンブズパーソン及び調査員の調査だからと、そ

の調査に積極的に協力しての発言であるともいえ、このような聞き取り記録が本人に開示されることは、当該第三者の正当な利益を損なうおそれがあるといえる。

- また、調査の過程のなかでの、このような主観性が強く刻印されているという意味での評価を含まざるをえない情報については、事柄の性質上、「本人に知らせないことが適当」であり、開示することは適切ではない。
- 調査員による関係者からの聞き取り調査は、オンブズパーソンがその職務を適正に果たしていくにあたって、重要な意味をもっている。オンブズパーソンにとって、関係者からの聞き取りにあたって、関係者から協力を得られること、信頼されること、精確で詳細な情報を提供してもらえることは、その職務を適正に行っていくうえで、極めて重要な意味をもっているからである。関係者からの聞き取りの記録が本人に開示されることになれば、関係者からの聞き取り調査ができなくなったりあるいは難しくなったりするおそれがあるし、それだけでなく、オンブズパーソンに対する市民の信頼と協力を損なうことになるだろう。したがって、非開示とすることが適当である。
- 但し、オンブズパーソンの出した意見表明を受けた学校側の取り組み等についてオンブズパーソンが聞き取りを行った記録については、開示したとしても上記のようなおそれがあるとはいえない。したがって、開示すべきである。
- 会議等に出席した調査員による会議の様子の記録であるが、その会議には異議申立人も出席していたというものである。会議の状況やその内容は出席していた者にはすでに明らかなことなのであるから、あえて非開示とする必要はない。
- 調査員が直接本人から聞き取りしたことの記録であるが、審査会がみるところ、そこには専門的な見地から所見など「本人に知らせないことが適当」であるというような評価等の情報が含まれているとはいえず、開示したとしても、オンブズパーソンの職務に支障を及ぼすとは認められない。したがって、非開示とする理由はなく、開示すべきである。

2件目

オンブズパーソン制度個人情報保護要綱にもとづく個人情報の開示請求がありました。これは、開示請求者に関する相談記録の開示を求めるものです。

もともと相談記録は、オンブズパーソンの命を受け、その職務の遂行を補助する調査相談専門員によって作成され、相談者の状況、主訴などの対応内容、調査相談専門員の所感、今後の対応、調査相談専門員の覚え書きなどを記録しているもので、相談案件の内容、経緯、対応等が詳細に記録されています。これはオンブズパーソンが職務を適正かつ円滑に行い、問題解決を行うために必要とする記録です。

事務局では、先の川西市個人情報保護審査会の答申も尊重しながら、オンブズパーソンの判断により、専門的な見地からの所見や対応への考え方などを記載した所感の部分等を除いて開示いたしました。

VI

活動をふりかえって

対人援助のなかのリスニング／ヒアリング／カウンセリング

代表オンブズパーソン 羽下 大信

第三者機関における「調整機能」という価値

オンブズパーソン 桜井 智恵子

オンブズパーソンを退任するにあたって

代表代行オンブズパーソン 池谷 博行

対人援助のなかのリスニング／ヒアリング／カウンセリング

代表オンブズパーソン 羽下 大信

1. オンブズパーソンにとっての相談の活動

オンブズパーソン（以下「オンブズ」という）の活動の中で、「相談」という活動はどんな位置に立つものなのだろうか。過去の報告書を読むとわかるように、相談員もオンブズもこの活動に力を入れ、ことに相談員の場合にはそれに割く時間が最も多いのではないだろうか。

そうなるのには理由がある。たとえば、依頼者が訪れ、相談員が彼らの困難・混乱の状況を具体的に聞き取る。それを元に、相談員が、われわれのオンブズ制度で実現可能なことは何か、依頼者には何が得られるのかを説明する。その間、依頼者は自分が申し立てをするかどうかを迷い、考え、そして選択する。この間、両者のあいだで沢山のやりとりがあり、そのなかに広い意味での「相談」が含まれる。

また、このところ増えている子どもたちからの直接のアクセスの場合、直接会えれば、遊びや幾つかのサロン活動をとおして、彼らとやりとりをする。また、電話で話すだけになることもある。そのどの場合でも、彼らの背後に、われわれオンブズの支援を必要としている子どもたちがいるはずだ。そうした彼らにも、われわれの存在をリアルにつかんでもらい、彼ら自らがアクセスできるよう配慮しつつ、相談員は目の前の子どもたちに応対することになる。緩やかなリクルート活動という意識で臨むわけである。

オンブズの活動の中心は、子どもの人権をめぐる個別救済を目指すもので、カウンセリングなどを行う相談機関ではない。しかし、それを実現するには、広い意味の相談活動が不可欠になる。植物でいえば、土の中に広がった沢山の根、それも地中の水分へとアクセスするひげ根の部分に、それは当たるといえる。この水分に直接触れている感じこそ、われわれの相談部門の活動の手ごたえである。「あの子たちがわれわれを知ってくれている。彼らの背後にはもっと沢山の子どもたちがいる」。この感覚は、われわれにとっての大きな喜びである。もちろん、この手ごたえは講演会・研修会・ワークショップでの質疑や、やりとりからも感じ取ることができる。この場合はおとなが中心になる。

また、保護者からアクセスがある場合、われわれへの期待は、しばしば、一気に全体を解決する快刀乱麻のような役割である。その期待を、われわれに可能な援助のところまでに互いを導く作業。これも、説得を含む、やはり広い意味の相談活動に当たるだろう。

一方、学校の先生たちからは自分たちの仕事（のマズイ部分だけ）を査察されるという侵入感や、あるは、実現不可能な「単なる正論」で断罪されるという被害感を持たれているところがあるようだ。われわれオンブズからみて、そうなった経緯を振り返り、そうなりやすいわれわれの側のスタンスが持つリスク、これからできることを考え、実践してい

く必要があるだろう。それが可能になった程度に応じて、われわれオンブズは、教師にとって、自分たち教師のスタンスではいくら意欲があってもできない仕事をするために、手を組む相手と認めてもらうことができるのではないだろうか。

この事情は、われわれオンブズが子どもたち、保護者などのおとなたちから相談を受け、聞き取り、相談機関や福祉行政の人たちに繋ごうとするときにも、同じだろう。

2. ヒアリング

子どもたちにかかわる、教師、親、援助専門職の人たち、行政職員、オンブズ。こうした人たちがしている作業を三種類に分けるとすると、ヒアリングとリスニングとカウンセリングということになるだろうか。

そのなかのヒアリングの場合は、聞き取る側には、何をするかの結論が既にある。ヒアリングとは、その結論の細部を具体化してデザインし、修正するためのものである。この場合、予め何について尋ねるかのアイデアがなければ、その場は迷走と時間の浪費に陥る。ヒアリングでは、より広範囲に、公平に、バランスよく聞き取ることが大事になる。メリハリのある質問、また、ときには適切な介入によって、繰り返しや無駄を省く作業が、両者にとって満足をもたらすだろう。こうして、必要とされる情報を、的確、公平、迅速に集めること。これが眼目である。それによって、デザインの細部が生きる。

行政機関の窓口や、学校での「指導」はこれになることが多いだろう。教師への「いじめ」の相談の場合、教師がいじめたとされる側に先にアクセスして指導しようとするとき、そこでの答えは決まっているだろう。「いじめは良くない。だから…」真っ先に聞き取りをされる側も、このことはわかっている。彼らはどうするか。「自分は悪くない」と主張するか、「自分は無関係、知らない」となる。つまり、教師から「おまえが悪い」といわれる位置から逃れるための戦略をとる。自然なことである。

一方、先生のほうは、通常、コトの経過や、具体的な状況をほとんど知らないまま、いじめたと見られている子にアクセスを試みる。が、人はこんな場面で自分に不利なことを言うはずがない。先生は苛立ち、立ち往生する。先生の側には、自分には正直に言ってくれるだろうという期待があるかもしれない。教育者は善意や正義を信じたくもあり、切迫したときほど、その期待が強く顔を出すだろうから。が、この場面で、「わたしがいじめました」と言う子どもがいたとしたら、その子は腹に一物（いちもつ）あるニセ正直者か、それとも、いままで自分は一度もおとなからひどい目にあったことがないと思っている、相当におひとよし（忘れっぽい）子どものどちらかだろう。

もちろん、いじめる側には、そうなるだけの自分の鬱屈がある。そして、それを、より弱いものに向かって先送りするしか、もう今の自分は保てない、という事情もある。人はこれほどに追いつめられると、そこを脱出するために、見事な計算をするようになり、損得にとっても敏感になる。子どもは恐ろしいほど賢くなる。

そして、ヒアリングは、ときに相手をさらに賢くなるよう追い込む。僕は自分が経験し

たある風景を思い出す。小学校の4年生ぐらいだった。僕は祖父に買ってもらったハモニカを学校に持っていった。当時の男の子にとっては、ハモニカは手軽にできる自慢の品だった。それがなくなっていた。先生はクラスの子たちに目をつむらせ、「やった人は手を挙げなさい」と言った。僕は思った。自分だったら手を挙げないな、と。誰も手を挙げなかった。結局、それは出てこなかった。僕は、自分のしていることが人にねたみを引き起こす、ということ学んだ（ちょっと、遅過ぎたかな）。

糾弾とは、はげしいヒアリングではなからうか。「叱られる」という結論に向かってすべてが流し込まれるから。しかし、単純に過ぎ、自分が不利になる結論には誰も協力しない。オンブズと教師との関係も、それと相似形をなしているようにも見える。もちろん、オンブズは「教師の教師」ではないし、教師の行為全般を評価したり断罪して、「不利な立場」に置くことを目指してはいない。しかし、ともすると、そんな風に受け取られがちでもある。

3. リスニング

一方のリスニングはだいぶ様相が異なる。リスニングをする人をリスナーと呼んでみる。その役割は、依頼者が今置かれている通常でない、あるいは自力解決が難しそうな事態の前に、依頼者とのやりとりを通して、その困難・混乱・問題を明瞭にし、必要と判断したら、それに適切に対応してくれる人にリファーする人、ということになるだろう。

ここには、あらかじめの結論はない。それは依頼者とのやりとりの中で決まってくる。また、依頼者の決断にしたがって、次の段階に進む。こうした流れができるよう配慮しつつ、リスナーは依頼者とやりとりをすることになる。良きリスニングは次に続く援助への滑らかなシフトを導く。先の「いじめ」でいえば、このリスナーの機能を発揮させる第一歩は、まず、「いじめられた」と言って来た子どもの話を徹底して聴くことである。そして「いじめた」とされる子どもにアクセスするのは、このことが済んでからで十分だろう。しかし、たいていの場合、これは逆になる。事情は、端ながら推測できる。時期を失してはならない。第一、ゆっくりやってる時間がない。その行為をした主体を「指導」する。これが教育の「指導」であり、そのようにして先生たちはこれまでやってきている。いざというときには、つい、「指導」が先になる。

が、しばしば、いじめたとされる子どもは、「自分はしていない」と言う。その子がしらばっくれたら、先生には次の手はない（そんな想定をする余裕がないだろうから）。僕のハモニカ事件と同じ事態である。いや、最初に「いじめられた」と言った子どもにとっては、もっと惨めな事態がやってくる。「いじめられた」の言葉は宙に浮き、この事態に度を失った教師が、その子に向かって「オイ、『いじめてない』と言ってるで（どうなってるんや?）」と言ってしまうことさえある。そう返された子にとって、それは「おまえ、ウソ言ってるのどこがうか」の意味になる。

守ってくれると期待した人にそう問われ、逆に疑われて、それが嘘じゃないことを証明

しようという気になれるだろうか。また、それができる事態だろうか。そのことを、この自分が証明しなければならないなんて、全くの理不尽である。惨めさと怒りに震えるのが、目に浮かぶ。事態は逆転。「この自分が疑われている。最悪!」。もう、どうする気にもなれず、すべてがイヤになるだろう。

これはもし僕がその子の位置に立ったとしたら、という想像である。もっと違う道筋になることもあるかも知れない。が、こと、いじめに関しては、いじめられている子自身で、あるいは当事者の間での、自力解決は不可能という前提に立つ必要がある。他者からの介入によって、初めて解決が導かれる。

これらの事態の一番最初のところで、いじめたとされる子にアクセスすればヒアリング・モードとなり、いじめられた子にアクセスすればリスニング・モードとなる。

4. カウンセリング

ついでながら、カウンセリングについても一言しよう。われわれオンブズ、教育関係者、保護者にとっての重要なリファーマー先、あるいは援助を求める相手でもあるから。

カウンセリングとは、依頼者（クライアント）が抱える、生きていく上での現在の困難・混乱から、より高次の解決に至るための援助方法のひとつである。より狭めて言えば、依頼者自らが自分のその困難・混乱に向かおうとする意欲を、自分の中に発見する手伝い、とすることができる。このためには、その人が抱える他者との関係や、立つ位置の条件（職業・生活・居所など）を変化させることによってそれを動かすのではなく、内なる意欲という自らの力の再（再々）発見を目指す。実際には、その人にかかわる全てのことがカウンセラーとの関係の場で話題に上がり、それが再び依頼者の内側にどんどん繰り返されていく、という作業である。ときには濃く、激しく、苦しい関係になることが想像だけよう。

こうした場は、日常には存在しない。また、普通の心のままでは誰も受けきれないし、持ちこたえきれない。それゆえ、人工的な人間関係、非日常的な場を設ける。そこでは、お互いのために、他者から脅かされない自由さと安全、護りを確保する。

この場を、依頼者との間に立ち上げ、維持しつつ、依頼者が表出するものに応答する。それらすべてのために訓練がある。そうした、相当に特殊な対人援助の一つ、それがカウンセリングである。ついでに言えば、この安全と自由の確保からすると、二重の関係になってしまう次のような場合は、カウンセリング関係になれない。親と子、主治医と患者、先生と生徒（弟子）、上司と部下、妻と夫、恋愛関係。

5. それぞれの困難

オンブズにとってはリスニングはそう難しくはない。とりわけ、広い意味での相談モードは得意でもある。彼らの相手になりつつ、彼らが他者の前で自分の存在を肯定できるように積極的に応答するのを目指す。必要とあらば訪問して、一緒に遊んだり、ゲームをし

たり、話したり。あらゆるコミュニケーションの手だてを使って、それをする。こうした相談活動はオンブズの機能としても重要だから、ここで成立した関係を継続し、それを更に続けると、それは次第に相談機関の機能を発揮することに近づく。これは、本来の救済機関としての機能と矛盾しかねない事態である。が、既に関係は繋がり、継続している。そこにジレンマがある。つまり、われわれオンブズは、カウンセリングなどの相談専門機関に繋ぐ準備の部分が下手、ということになる。相談を受けた瞬間から、次へと繋ぐ準備と、そうした意識が必要なのだろう。

また、この最初の段階では、ヒアリング・モードが投入されることもある。依頼者に対して、その期待を現実的なものにする作業のときは、特にそうかも知れない。

教育の専門家については、先ほど例を挙げた。言い方を変えると、リスニング・モードが下手であるなら、練習するのが良い。はっきりしていることは、教師としての経験や年季では、このリスニング・モードは獲得できない、ということである。このリスニングを、自分より上手な誰か別の人に代わってもらえることができるようになると、教育的援助の厚みが増し、質も上がるだろう。学校には同僚もいる、養護の先生もいる、スクール・カウンセラーもいる。沢山の人材がいる。

専門家の援助は、自分にできないことと、できることの両方を相手に提示し、できないことについては、他者に委任・委託することが必要である。学校の中にも、こうした文化が創られると良いのではないか。教師が、より高次のオールラウンド・プレーヤーになるために。そして、その可能性は高まっているように見える。これまでになく、他所の人たちが学校に入るようになったから。

事態は随分と違ったものになりつつある。われわれオンブズもその一角でありたい。そのための準備も計画し、一部実行しつつある。やがて、学校の先生からの相談やリファーマー、そして、ときには一緒に組んで子どもたちのために作業をするのが普通の光景になることを目指したい。

当事者だから、その只中にいるから見えないこと、当事者でないから見えること。当事者だからかかわれないこと／かかわらないほうが良いことがある。また、第三者だからできることもある。それを知るとき、子どもたちへの、そのときに必要な援助を他者に委任・委託する勇気が発揮されやすくなるだろう。

(はげ だいしん・甲南大学教授)

第三者機関における「調整機能」という価値 —川西モデルの可能性—

オンブズパーソン 桜井 智恵子

はじめに

長年、子どもの権利思想を学んできて、子どもの権利のとらえかたは一定理解をしてきました。たとえば、子どもの権利条約はヤヌシュ・コルチャックの思想基盤の上に成り立っていること。他者を大切にすることが自分を大切にもすることであるという寛容の精神が、その権利思想を支えていることは、資料を調べ発表してきました*1。

また、子どもをめぐる事態の改善、周辺化された人物の救済という権利アプローチが子どもの権利論における意義*2であることも了解してきました。

しかし、それが近代のシステムである子どもの人権オンブズパーソン制度としてどのように実践されているかについては、職務に携わることになって初めて、実際にその思想が具現されていることを実感したのです。

とりわけそれは、オンブズワークにおける「調整機能」に集約されて表れています。そこで、第三者機関における調整機能について、さらにその特徴について述べておきたいと思います。

1. 第三者機関における調整機能

(1) 調整機能の重要さへの気づき

現在、国の政策においても、いじめ問題への責任の所在を明確にするための、子どもをめぐる「第三者機関」のあり方に注目が集まっています。しかし残念なことに、「調査」や「勧告」といった機能にばかり、第三者機関の存在理由が求められているように思われます。

川西市のオンブズワークでは、子どもや保護者、教職員からの相談を受けて、最も機能している形は、調整機能です。「調査」とは、たとえば、いじめ、学校の指導・対応、不登校などの問題による申し立てを受けた調査活動のことを指します。しかしながら、川西のオンブズワークの中では、何百といったほとんどの案件が、相談・調整に属するものです。それに対して、「調査」は数案件、数%でしかありません。また、「調査」に関して

*1 「子どもの権利条約の地平」『学校という交差点』インパクト出版会、1994 年。「子どもの権利論と明治の子ども」『子どもの生活世界と人権』柘植書房、1995 年。『人権問題ブックレット—学校にさわやかな風を』河内長野市教育委員会、1999 年。『「権利と教育」の二十世紀』『あすの学校—子どもの未来』アドバンテージサーバー、2000 年。「子どもの人権とは」・「権利と思想—コルチャックの人権思想に学ぶ」『子ども・権利・これから』明石書店、2001 年。「子どもの権利保障」『よくわかる子ども家庭福祉』ミネルヴァ書房、2002 年。「日本における子どもの権利思想の展開」『子どもの権利と社会的子育て』信山社、2002 年など。

*2 大江洋『関係的権利論—子どもの権利から権利の再構成へ』勁草書房、2004 年、96 頁。

も、元オンブズパーソンの瀬戸則夫氏は、「調整的調査」*3 という言葉を用い、相互理解が調査過程の中心と、その調整機能を重視しています。

オンブズパーソンの意見書では相互理解をつくることが調査過程の中心にすえられており、過去の事実の確定にそれほど重きを置いているともいえません。(略) 関係者それぞれが、どう思い、どう受け止めたかの共通理解をつくるなかから、子どもの最善の利益を共同して具体化していくことが重要なのです*4。

オンブズパーソン制度の設立当初は、双方の意識を解きほぐしながら行う調整機能がこれほど重要とは想定されていませんでした。いわゆる事実認定の「調査」によって、紛争は解決できると考えられていたのです。しかし、オンブズパーソンが扱う案件は、人間関係におけるケースがほとんどです。それは一刀両断の決着ではままたないことが多く、子どもも決してそれを望んでいないことが分かってきました。

(2) 責任追及ではなく、理解を求めに

オンブズパーソンは、権利侵害を受けたり、衝突したりしている両者の間に立ち、力の弱い子どもの意見をよく聴き、子どもの想いを受け止め、励ましながら、衝突を解消するために調整を行います。そのために、オンブズのスタッフは、加害側に責任を追及しに行くのではなく、理解を求めに動きます。オンブズパーソンが子どもの「代弁者」とであるというのは、まさにその行為に代表されるものです。

子どもの権利思想の法哲学者である大江洋氏は次のように述べています。

子どもの意見表明の保障は必要だが、(略) それだけで充分ではないのだ。子育てや教育内容・方法をめぐる「親－子ども－社会（政府）」の関係は、予定調和的なものではありえない、ということだ。(略) どうすることが親と子の望ましい関係なのか、社会（政府）がそこにどのような関係を保つべきなのかは、決して自明なものではない*5。

より丁寧に当該人物自身や、本人が置かれている状況・固有性を、つまり差異を見ていこうとする発想が「子ども」の権利という定式を支えている*6。

オンブズワークの中の個別性、そしてそれが最もよく調整機能と馴染むという理由はここにあります。

*3 瀬戸則夫「公的子どもオンブズパーソンの4年間」『子どもオンブズ・レポート 2002』川西市子どもの人権オンブズパーソン事務局、145-146 頁。

*4 同上、144 頁。

*5 大江洋、前掲書、vii - viii。

*6 同上、14 頁。

2. ユニセフからの注目

(1) 「川西モデル」とはなにか

国連・子どもの権利委員会およびユニセフ国際事務所は、川西市子どもの人権オンブズパーソン制度について、かねてより注目してきました。同制度は、子どもの権利委員会が日本に設置を勧告(1998年)したオンブズパーソン制度として、日本で最も早く1999年に条例で設置され、その後、子どもの個別救済において多くの成果が見られるからです。

そこで2006年12月に、ユニセフ・イノチェンティ研究所上級研究員のトロンド・ヴォーゲ氏^{*7}が、川西市のオンブズパーソン制度の視察に来られました。関係者との意見交換を行い、あわせて小中学校へ訪問されました。これらの視察をもとに、子どもの個別救済に取り組む川西市の制度を、国際的にも珍しい子どもオンブズのモデルとして研究し、ユニセフ・イノチェンティ研究所から国際社会に発信したいとのことでした。

たくさんの国々でオンブズ制度の設立に関わった彼が興味をもち、ユニセフが注目した「川西モデル」とは、川西オンブズワークのどの部分なのでしょう。

それは、いわゆる調査機能ではなく、個々の子どもに徹底的に丁寧に対応するその個別化のスタイルでした。子どもの意見を起点に、社会の紛争を解決するために、敵対するのではなく、対話と理解を促進するために傍らに立つ川西オンブズの姿でした。

(2) 失敗したゼロ・トレランス

ヴォーゲ氏はノルウェイの国家任命子どもオンブズマンのときに、学校や地域のなかの「いじめ」について研究と議論を重ね、いじめ撲滅のための宣言(Manifest Against Bullying)をノルウェイ首相、学校制度代表者組織に呼びかけて策定、2年以内に学校からいじめを撲滅することを目標とする評価システムを構築(2002年)されました。

彼が訪問した際の議論の中で、ある参加者から次のような質問がありました。「学校におけるいじめにおいて、『毅然とした対応』、たとえば別室指導などはどう思われますか？」それに対して、ヴォーゲ氏が述べたことはとても興味深いものでした。

「アメリカとカナダが行ってきた **punishment** (処罰) を中心としたゼロ・トレランス(毅然とした対応)は完全に失敗でした。それは、本来助けを必要としている子どもを罰することになるからです。」ここで述べられていることは明快でした。いじめをしている加害者とされる子どもも「助けを必要としている」というまさにゼロ・トレランスとは対極にあるトレランス(寛容)の発想であったのです。

^{*7} ユニセフ・イノチェンティ研究所上級研究員(Senior Fellow)。博士(障害児教育/オスロ大学)。ノルウェイの国家任命子どもオンブズマンを1995年から2004年まで務めた後、ユニセフ国際事務所の招聘により現職。現在、世界各地で研究調査を実施するとともに、ユニセフ活動の啓発・宣伝に取り組んでおられる。ノルウェイの子どもオンブズマンとして、子どもオンブズマン・ヨーロッパネットワーク(ENOC)の設立(1997年)に貢献。

3. 平和学の思想

日本では、個人が国と一体化していると指摘されます。その理由は、個人と国家の間に、本来あるべき人の横のつながりが希薄だからです。少年犯罪や虐待「報道」の激増などを通して、「隣の人」への恐怖や不安が煽られ、人々のつながりは断ち切れつつあります。そして孤立した人々は、国家という「大いなるもの」に身を寄せてゆき、なんと個の孤立は、全体主義に結びつくと多くの社会科学の研究者から指摘されています。

たとえば、マンションの隣で夜中に子どもが大泣きすると、どうしたのと隣人に声をかけるのではなく、虐待通報の電話をかけるという件数が激増し、児童相談所がパンク状態に陥っています。これも「大いなるもの」に身を寄せているという実態です。

平和学研究者の奥本京子氏(大阪女学院大学)は言います*8。

暴力と聞いて何を連想するかと尋ねると、「空爆」「いじめ」「差別」などがあがります。しかし平和では、「理解」「対話」「幸福」と、どちらかといえば抽象的な言葉が多い。私たちは、平和をとらえどころのないものにしてきたのです。

平和の問題を自分の暮らしにじかにかかわるものだとなかなか考えられず、北朝鮮の核問題や沖縄の米軍基地問題、野宿者への施策がまったく不足している問題などをみる際に、自分だけは安全な別の世界にいるようにみてしまう社会になりつつあります。

身の回りでも世界でも、紛争は常に起きているものです。それが暴力につながることを防ぐ平和の文化を今こそ育てたいと願っています。

私たちの社会が今必要としていることは、寛容に裏づけられた人々のつながりを構築すること、そのメンタリティを育てること、です。

4. 第三者機関のありかた～寛容な市民を育てる

川西市子どもの人権オンブズパーソンの仕事の多くは、いわば人々の断ち切られたつながりを回復する仕事です。孤立したり、打ちひしがれたりしている子どもや子どもに関わるおとなの傍らに立ち、決して見捨てず、共に道を探す。当事者の子どもが力を回復するプロセスに同伴する中から、切れていたつながりが再び結びついたり、つながりを求める子ども自身の力が驚くほどに戻ったり、またその力が育ったりというケースを、私たちは何度も見せてもらうことができました。

前述のヴォーゲさんは、次のようにも述べました。「Democratic Leadership」がオンブズワークの仕事です。現状では公的資金の多くを（民主的な人間関係が成立していないため、たくさんの社会サービスに）投入しなければならず、それでは社会のコストが高すぎ

*8「視点－紛争から平和へ」朝日新聞、2006年12月12日。

ます。オンブズはその実践を通して、コストが高くなっている市民の思想を変えてゆくという仕事を担うのです」。

おわりに

日本で川西オンブズが注目されたのは、第三者機関として「調査」するという機能面でした。関係機関から距離を置いた調査機関は確かに必要な機能でしょう。

しかし、世界が注目した「川西モデル」とは、「調査」ではなく、周辺に追いやられた子どもに個別に対応する、調整機能を中心に据えたそのスタイルでした。敵対するのではなく、紛争を解決するための、対話と理解を促進するために傍らに立つ川西オンブズの姿でした。

ゼロ・トレランスではなく、トレランス（寛容）を基盤において、子どもにおとなに関わるそのスタイルをモデルとしたいという明快な表明であったのです。

（さくらい ちえこ・大阪大谷大学助教授）

オンブズパーソンを退任するにあたって —学校を巡る問題を中心に2年間の活動を振り返って—

代表代行オンブズパーソン 池谷 博行

1. オンブズパーソンへの就任と退任

私は、2005(平成 17)年 4 月にオンブズパーソンに就任いたしました。任期が 2 年(条例では、2 年任期・連続 6 年まで)ということで、2007(平成 19)年 3 月に退任します。その間には、教育長をはじめ教育委員会の方々や学校の校長先生・教職員の方々とお話をする機会があり、私の拙い話に耳を傾けていただき、また貴重なご意見も承りました。この場を借りて、心からお礼を申し上げます。

さて、私が就任している期間に、学校関係で 5 件の救済の申立てを受け、また多数の相談がありました。オンブズパーソンに寄せられる申立てや多くの相談事例はそのまま川西市の子どもたちの権利状況が反映されたものと考えます。つまりは、同じような悩みを抱えて、困っている子どもたちがその背景にはまだまだ存在していると思われます。しかし、オンブズパーソンの存在を知らなかったり、知っていても利用するまでには至らなかったり、という子どもたちもいるのではないかと思います。こうした子どもたちが、容易にオンブズパーソンへアクセスできるよう、一層の工夫と、努力が必要だと認識しています。

オンブズパーソンへ寄せられる相談は、いじめや不登校、先生との関係など、多くは学校に関する問題です。そこで、退任するにあたり、私なりに 2 年間の救済の申立て案件や相談案件から見えてくる川西市の学校を巡る現状と課題を考えたいと思います。

なお、これは私個人の意見であり、オンブズパーソン全体の総意ではないこととお断りしておきます。

2. 川西市の学校を巡る現状と課題

(1) いじめ

私の在任期間中に、いじめに関して救済の申立て案件は 2 件ありました。そこには、共通した課題がみられました。

子どもが学校の先生に「いじめ」を受けていることや、他の子どもとの関係で困っていることを相談したときに、先生が、それは「いじめ」ではなく子どもたち同士の喧嘩ではないかと判断したり、いじめを受けている子どもの側に問題があるという認識を示すということがありました。子どもが相談したときに、特に初期対応において、子どもの不安や思いといったものを十分に受け止めるということが困難な傾向が認められました。勇気を出して子どもが相談したにもかかわらず、先生に自分の苦しみやしんどさを受け止めてもらえなかった場合、大きな失望感、無力感が生じ、子どもの心の傷つきが増幅されてしま

います。こうした結果、学校に通うことが困難となって、不登校になったケースも実際にありました。

「いじめ」は、おとなから見れば（事象としては）たいしたことではない、子ども同士ならよくあることとして軽く受け流されてしまう傾向も現に見られます。子どもの SOS を受け止め損なってしまわないように、まずは、相談をしてきた子どもの話に十分に耳を傾け、その子どもの思いや苦しみを全面的に受け止め、共感する対応が必要です。

しかし、現場の先生方のお話を聞くと、実際には、そのような対応をとることがなかなか困難なようです。それは、第一に先生は、学校の行事やクラブ活動等で忙しく、子どもの話を聞く時間がないことです。第二に、日常的に子どもにかかわっているおとなは、いじめを受けた子どもの性格や生活態度などを知っていて、それらについてつい指導をしてしまう、ということです。このようなことがあれば、子どもはかえって「自分が悪いからいじめられるんだ」と感じて、ますます自己否定感は強まってしまいます。

第一の点については、学校全体で、教職員の多忙化を解消するために、学校行事等を効率的に運営する方策や、悩みを抱えて話を聞いてほしい子どもが出てきたときに、時間を確保することができるシステムの構築が必要ではないでしょうか。子どもの支え手である教職員が子どもの話を「聴く」ことのできるゆとりをどうつくるかが課題です。

第二の点については、まずは、いじめを受けた子どもの心情や意見を尊重して聴くことが、最優先されるべきであるということが再認識される必要があります。いじめ問題の解決のためには、心情を含めた子どもの意見表明を保障するという取り組みが不可欠です。そして、さらにいじめを受けた子どもにたとえ問題点があっても、それがけっしていじめを正当化するものではないことを認識し、その子の語る言葉に十分に耳を傾けてほしいということです。オンブズパーソンに相談してきた多くの子どもたちは、自分の話に真剣に耳を傾け、共感してくれる他者との出会いを通して、自信を回復し、自ら問題の打開・解決に向かっていきました。おとなの対応次第で、子どもたちは自らいじめを乗り越える力を得ることができるのです。

（２）体罰及び暴言

体罰に関しては、救済の申立てとしては１件ありました。子どもからの相談案件のうち、2005 年次は 12 %、2006 年次は 2.1 %が体罰に関する相談でした。体罰のほかにも、「教職員による暴言や威嚇」についても相談が寄せられています（2005 年次：8.0 %、2006 年次：4.2 %）。

学校教育法 11 条は、「体罰」の絶対的禁止を規定しています。ここに規定されている「体罰」とは、子どもに対して、肉体的苦痛を生じる行為とされています。このような行為は、原則として絶対的に禁止です。しかし、「暴言や心ない発言」は、子どもの心に苦痛を生じさせるものであり、ここにいう「体罰」に直接該当するものではありません。しかし、おとなからの暴言や心ない発言（例えば、「バカ」や「あほ」など）は、たとえつい軽い気持ちで言ったということがあったとしても、子どもの尊厳を深く傷つけ、子どもたちと

の信頼関係を壊していくことになります。

それでは、このような「暴言や心ない発言」が禁止される根拠は何かということになりますが、日本弁護士連合会発行の「子どもの権利ハンドブック」によると「このような教師の暴言、心ない発言は、子どもの権利条約 16 条が禁止する名誉に対する不法な攻撃であって、教育とはまったく無縁であり、体罰と同じく絶対的に禁止されるべきである」（同書 109 頁）として、その根拠を示しています。

（３）子どもと学校の先生との関係

オンブズパーソンは、子どもと学校の先生との関係についても相談を受けることがあります。子どもと先生との間に、ちょっとした言葉の行き違いや誤解等が生じて、トラブルになることが見受けられます。

当事者同士の行き違いや誤解等はお互いに率直に話し合えば本来解決することだろうと思われそうですが、学校現場では解決することがなかなか困難なようです。まず、先生と子どもが話し合いをする機会がなかなか設けられないということがあります。それは、いじめのところで述べたように、学校現場での先生方の多忙さが一因であろうと思います。

先生と子どもとの間にほんの少しのボタンの掛け違いが生じたとしても、初期の段階で互いに意思疎通が図られれば、さして大きな問題にはなりません。しかし、逆に対話の機会が持たれないまま時間が経過していくと、どんどん両者の関係は悪化していくことになってしまいます。いじめのときの対応と同様、まずは、関係する子どもから話を十分に聴き、その心情を受け止めていくという対応が求められます。そして、たとえば先生側に行き違いや誤解等の原因があるとわかった場合には、そうなった経緯など、子どもに対して説明を行い、謝罪等の適切な対応をとることが肝要です。子どもは自分の話を十分に聴いてもらえた、そして（おとなが間違った場合に）きちんと認めて謝ってもらえたということがあれば、子どもたちは納得しその謝罪を受け入れていきます。こうした対応によって、問題が解決し、子どもとの信頼関係を回復することができるのではないかと思います。

また、学校において、どの子どもに対しても画一的な指導をすることが見られます。しかし、どの子どもにもそれぞれ性格に違いがあります。同じように指導しても、ある子どもは素直に従い、ある子どもは反発することもあると思います。それが、子どもとのトラブルになる場合があるように思います。こうした場合には、画一的な対応ではなく、一人一人の子どもの特性や性格などに応じた対応が必要です。それは、子どもの言うことを単に受け入れるということではなく、一人一人の子どもを尊重し大切にするという教育実践であると考えます。子どもは自分が大切にされているという実感を持って、他者の人権も大切にすることを学んでいきます。

（４）校則とその違反に対する指導等

公立の小・中学校は独自の校則を持っていますが、どこもそれぞれ大体よく似た校則で

す。校則は、学校という部分的な社会の規範を設けるという意味で、認められるものだと考えます(但し、その成立手続についていろいろと問題があることはここでは述べません)。校則、特に問題となるのは、服装や頭髪ですが、それに違反した場合、公立の小・中学校では、退学や停学といった懲戒処分はできません(学校教育施行規則 13 条 3 項)。

オンブズパーソンの扱った事例の中で、校則に違反した子どもが、その校則に従うまで学校(または教室)に入れないであるとか、あるいは懲戒的な意味合いの濃い別室指導を受けたということがありました。学校の規則を守るということは大切なことですし、先生の立場として、規則に違反した子どもを指導することは当然であると理解します。しかし、上述したような対応では、子どもにとってもっとも大事な「学びの場」を奪うということになってしまいます。ここにいう「学びの場」というのは、単に教室で教科を学ぶだけでなく、クラスメートやその他の友人たちと一緒に過ごし、そのような人たちとの人間関係を深めること、またそのような人間関係の中で規律(この中に「校則」も含まれます)を守ることの大切さを知ることを含みます。子どもにとっての「学びの場」を保障することとは、まさに子どもが学校生活に主体的に参加するということを意味します。子どもは、学校において、先生や子どもたち同士のかかわりを通して、さまざまなことを学び、人間として成長発達することができます。そして、そうした経験を積み重ね、社会に能動的に参加することができるようになります。

したがって、子どもの「学びの場」を保障するという観点からも、懲戒目的の別室指導は適切ではありません。あくまで子どもの学力保障のためなど、子どもの利益を図る観点から実施されることが望まれます。「学びの場」から子どもを遠ざけてしまうやり方は「子どもの利益」を損ない、そうしたおとなに対する不信感や悪感情を募らせていく可能性があります。学校の役割は、子どもが「学びの場」に参加して主体的に考えていけるように支援していくことであって、おとな側の価値観をただ一方的に押しつけるだけでは子どもにとっての「学び」を得ることにはなりません。これは、校則の問題だけではなく、学校におけるいじめなどの問題についても同様のことがいえるのではないのでしょうか。つまりは、子どもにかかわる問題については、子どもの参加と対話を促進していく中で、解決していく道筋を子どもとともに探っていく、という取り組みが求められていると考えます。

(5) 不登校

不登校に関しても、多くの相談が寄せられています。不登校になった子どもも親もそれぞれに深く悩み苦しんでいる様子があります。

川西市の教育情報センターには、不登校相談部門があり、また不登校の子どもが通う適応指導教室「セオリア」が運営されています。「セオリア」では、学校に替わる場所として、学習だけではなく、スポーツをするなど体を動かしたり、さまざまな活動をしています。また子どもや親の相談も受けています。しかし、このような施設があること自体、知らないという子ども・親もいます。学校や教育情報センターなどの関係機関から、こうし

た情報が子どもや保護者に届くようにしていく必要があります。

ただ、不登校の子どもたちが通える居場所が、川西市にはこの「セオリア」しかないのが現状です。しかし、セオリアに通うことも困難な子どもが実際に存在しています。不登校になった理由は、一人一人違っていて多様です。子どもたちは、ほっとでき、ゆっくりとありのままの自分で過ごせる場所、そして安心できる人間関係を求めています。そういう意味では、セオリア以外にも、子どもたちにとって多様な居場所が用意されていることが望ましいといえます。他の地方自治体には、フリースクールやフリースペースなどの民間が運営する施設がありますが、現在のところ、川西市には、そのような施設がありません。今後は、行政が、NPO等による子どもの居場所づくりをバックアップするなど、市民と広く連携して地域での子どもの居場所づくりなど、子どもを支援する活動が川西市において充実していくよう期待しています。

3. 終わりに

2年間オンブズパーソンをやらせていただいて、一番感じたことは、子どもたちは、話を聴いてくれるおとなを必要としているということです。それは、親でもいいし、学校の先生でもいいし、我々のような第三者のオンブズパーソンでもいいのです。そして、真摯に自分の意見や気持ちを聞いてくれ、寄り添ってくれるおとながいれば、子どもたちは、自ら考え、行動していく力を発揮していきます。ややもすれば、そのようなおとなは、子どもを甘やかしている、あるいは子どもの我が儘を聞いているだけだと評価する向きもありますが、そうではありません。まず、子どもたちの気持ちや考えに理解を示すことです。そして、もしその考えが間違っているのなら、なぜ間違っているのかをその子どもに考えさせ、あるいは一緒に考えて対話を深めていくことです。もちろん、子どもとの対話を深めるには、手間暇はかかりますが、ある問題について子どもに対して頭ごなしに「ダメだ」とか「間違っている」と否定してしまうのではなく、子どもが自らその問題に参加し、主体的に考えることができたとき、子ども自身の理解は深まり、人として成長する機会となるからです。

オンブズパーソンの活動において、子どもの気持ちや意見を尊重して聴き、子どもと対話を深めながら問題解決を図ってきました。そうした中で、多くの子どもたちの回復や立ち直りを支援することができたのではないかと思います。おとなが子どもの声に耳を傾けていくことで、子どもたちが元気を取り戻し、救われていくことができるとオンブズパーソンの経験を通じて実感しています。是非とも、川西市において、一人一人の子どもたちが豊かに育っていけるよう、親や先生など子どもにかかわるおとなが、子どもの思いに耳を傾け、対話を図り、子どもとのつながりを大切にさせていただくことを切に願って、私の退任のご挨拶とさせていただきます。

(いけたに ひろゆき・弁護士)

2006年次・川西市子どもの人権オンブズパーソン等名簿

2006年10月1日現在

職 名	氏 名	職業等
オンブズパーソン (代表オンブズパーソン)	羽 下 大 信	甲南大学教授
オンブズパーソン (代表代行オンブズパーソン)	池 谷 博 行	弁護士
オンブズパーソン	桜 井 智恵子	大阪大谷大学助教授
調査相談専門員(チーフ相談員)	森 澤 範 子	市嘱託職員
調査相談専門員(相談員)	福 田 みのり	市嘱託職員
同	太 田 朋 恵	市嘱託職員
同	杉 下 淳 哉	市嘱託職員
調査相談専門員(専門員)	野 澤 正 子	千里金蘭大学教授
同	塚 野 喜 恵	小児科医
同	田 中 文 子	(社)子ども情報研究センター長
同	川 端 利 彦	児童精神科医
同	生 田 收	元校長
同	泉 薫	弁護士